

予算委員会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成29年2月13日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開 会 （開 議） 2月15日（水）8時58分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

### 4. 出 席 委 員（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 議長  | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 欠 席 委 員

11番 宮 坂 二 郎

~~~~~○~~~~~

### 6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町       | 長 | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 会 計 管 理 者 |   | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課     | 長 | 森 原 宏 生 |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課     | 長 | 近 森 茂   |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 生 活 安 全 課 長         | 脇 本 健 二 郎 |
| 住 民 課 長             | 水 川 綾 子   |
| 社 会 福 祉 課 長         | 新 藤 正 敏   |
| こ ど も 課 長           | 森 川 雅 枝   |
| 長 寿 保 険 課 長         | 伊 藤 仁 士   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長     | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課 長         | 龍 岩 広 幸   |
| 建 設 課 長             | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課 長         | 早 稲 田 誠   |
| 教 育 課 長             | 田 坂 裕 一   |
| 教 育 次 長             | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課 長         | 中 川 修 治   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 | 小 林 伸 二   |
| 生 涯 学 習 課 長         | 宮 垣 将 司   |
| 生 涯 学 習 課 主 幹       | 倉 本 勇 登   |
| 総 務 課 主 幹           | 下 野 武 士   |
| 収 税 対 策 室 長         | 谷 川 雅 彦   |
| 生 活 安 全 課 危 機 管 理 監 | 島 田 友 和   |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長     | 岡 田 隆 弘   |
| 社 会 福 祉 課 主 幹       | 松 井 良 哲   |
| ひ ま わ り プ ラ ザ 館 長   | 臼 井 真     |
| 上 下 水 道 課 主 幹       | 松 浦 邦 彦   |
| 上 下 水 道 課 主 幹       | 日 高 博 之   |
| 総 務 課 課 長 補 佐       | 山 田 長 秀   |

~~~~~○~~~~~

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 幹 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 任 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

~~~~~○~~~~~  
~

## 8. 付 託 案 件

- 第 2 号 議 案 平成 2 8 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）  
第 3 号 議 案 平成 2 8 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
第 4 号 議 案 平成 2 8 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
第 5 号 議 案 平成 2 8 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
第 6 号 議 案 平成 2 8 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
第 17 号 議 案 広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部  
を変更する連携協約の締結に関する協議について  
第 7 号 議 案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について  
第 8 号 議 案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について  
第 9 号 議 案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
第 10 号 議 案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
第 11 号 議 案 平成 2 9 年度海田町一般会計予算  
第 12 号 議 案 平成 2 9 年度海田町公共下水道事業特別会計予算  
第 13 号 議 案 平成 2 9 年度海田町国民健康保険特別会計予算  
第 14 号 議 案 平成 2 9 年度海田町介護保険特別会計予算  
第 15 号 議 案 平成 2 9 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算  
第 16 号 議 案 平成 2 9 年度海田町水道事業会計予算

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 8 時 5 8 分 開議

○委員長（住吉）定刻より少し早いですが、揃いましたのではじめます。皆さんおはよう
ございます。本日も早朝より大変ご苦労さまでございます。これより予算委員会を開会
いたします。ただいまの出席委員数は、13 名でございます。定足数に達しておりますの
で、委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。なお、本日は中国新聞社
から傍聴の依頼が出ておりますが、これを許可するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）異議なしと認め、傍聴を許可いたします。本日は建設部関係の審査から

行います。ここで執行部の方をお願いしておきます。質疑は原則一問一答方程式により
ますが、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確に行い、メモをとるなどして答
弁漏れがないようお願いいたします。それでは、第 11 号議案、平成 29 年度海田町一般
会計予算を議題といたします。まず歳入から入ります。資料 15、8 ページ、9 ページを
お開きください。よろしいですね。中段にあります、3 目、土木費負担金とその下の 1
目、総務使用料のうち、細節 2、電気通信線路等設置使用料です。質疑があれば許しま
す。前田委員。

○委員（前田）現金の自動受払機?ちゅうのは、これ、単純に、月割りするんじゃないかな、
4 万 3,000 円じゃったか。

○委員長（住吉）前田委員、そこは違います。総務使用料のうち、細節 2 の電気通信線路
等設置使用料です。前田委員。

○委員（前田）電信柱に、それも含めて言うとする、要するに 12 で割れということを言いた
い訳。結論から言やあ。

○委員長（住吉）分かりました、続けてください。

○委員（前田）どういう計算してこういう数字になるのかと、こういう、の。そういうこ
となんよ。分かった。

○委員長（住吉）分かりました。失礼しました。都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）2 目の電気通信線路等設置使用料でございますが、これは町営住
宅に電柱を立てとる、その専用でございます。これは年額 1,500 円という規定がござい
ますので、それに、本数を掛けたものでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）ちょっと私も頭悪いけえ分からんが、その数字、例えば、47 とか、43 が違
うと言われそうなんじゃが、どういう数字、どうやってあなるんかい。何か。特に 3
はなるかも分からん、2 で。7 はなんだろうと思うんじゃが、どうなのか。

○委員長（住吉）計算が合わないという趣旨の質疑です。答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）都市整備課分としては 4 万 7,000 円とありますが、都市整備課分
としては 4 万 6,000 円でございます。そのうち、電柱が 31 本かけ 1,500 円、4 万 6,500
円でございますので、切り捨てまして 4 万 6,000 円分が都市整備課でございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）あの、切り捨てというのは分かる訳よ。じゃない、切り上げ、の。何が、

その事態があるか分からんから、切り上げていかないかん、の。出の場合は。そういう特定のなんかが出て、入の場合は、切り上げると入らん可能性が随分出てくる訳よ、当然に。だから、逆にその入の場合は切り捨てるのがほんまじゃろう思うんよ。出の場合は上げとかな、予備がないけえ。というのを、ちょっと、今の課長の説明だと納得ができんというか、理解ができん。言うとする意味分かるかの。ちょっとその辺ちょっと説明。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）繰り返しになったら申し訳ございません。専用本数が 31 本、1 本あたり 1,500 円、これ掛けますと 4 万 6,500 円でございます。歳入ですから切り捨てという措置をとりますので、都市整備課分としては 4 万 6,000 円。で、よそによその課、ちょっとどこの課か分からんのですが、それが 1,000 円分ございますので、予算上は 4 万 7,000 円ということになってございます。

○委員長（住吉）財政課長。

○財政課長（吉本）差額につきましては、総務課の方で、同じ電気通信設置使用料 1,500 円が、切り捨てて 1,000 円、計上しまして、合わせて町全体で 4 万 7,000 円となっております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。宗像委員。

○委員（宗像）公の施設の、維持管理負担金、これ、どこの負担金で何を負担しよるんですか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、砂走地内にあります水路の修繕費について、広島市から負担を頂いておるものでございます。これは、広島市域の水が海田町内の水路に流れ込んでいくということで、平成 14 年にですね、広島市議会等と決議を交わしまして、負担割合 88 パーセントということで、町が水路の浚せつを行うんですけども、その工事費の 88 パーセント分をご負担頂いとるものでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）ということは逆のケースもあるってことですか。逆言うのは、逆に海田町の水が広島市に流れて、広島市から請求があって、うちが支払うケースもあるというふうに考えていいんですか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、こちらはですね双方の議会が見て認めたものにしか、ちょっと

適用されない公の施設になるんですけれども、海田町が他市町に対して負担をしている
ということはございません。

○委員長（住吉）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。10 ページ、11 ページ、上段にあります、4 目、
農園使用料と、5 目、土木使用料です。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）町営住宅の駐車場使用料、これ、数字が、去年と変わっとるんですが、駐
車場そのものっていうのは、今、ほとんど満車でしょ。満車の状態で数字が変動するこ
と自体は、ちょっと考えにくいんですが、どうなんですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、予算計上上はですね、10 月末現在の実績に応じて算出をし
てございます。西浜で、数台ほど空きがございますので、昨年度とそこが違うのかとい
うふうに考えております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）次の駐車場については、これ現年度と書いてありますが、滞納分について
はないんですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい。ございません。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○委員（前田）今の滞納繰越云々ということなる、現年はないかどうか知らんけども、
税金、車庫だけしょうがないかも分らんが、検査を受けたりしていろんな書類を出し
たりせんにゃあいけんと思うんよの。税金が納まっとるんだったら、納税証明があるけ
え、車検は受ける訳だが、これ何かこれ車持とるかいうて、多分、二つほど言うけど
も、月額 5,000 円ぐらいじゃったと思うが、1 年以上、いうか、2 年ぐらい前からの滞
納なっとるんじゃが、何とかして、これ取れんのか、これで全部今年中に片が付くのか
どうか言うのが、ちょっと二つ。月額とこんなものに滞納が出てくるのはおかしいやな
いかっていうことを言いたい訳やが。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）住宅の滞納繰越分というふうに私理解しとるんですが、それを答
えさせて頂いてよろしいですね。これはですね、現年分は 2 年続けて滞納がなかったで

す。それで、それは、その以前からの滞納が、まだお一人残つとる、これを予算計上させて頂いておるところでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）そういうことで、2年、現年分がない、非常に課長がんばってすばらしいことじゃがの、だいぶん前にも、云々があつて裁判したこともあるんよの。何かその、どういうなんかしらんが、そこらまで頑張つて先輩が滞納をなくしてきとるんじゃがの。何とか、その手法いうか、わずかいやあわずか、払えん人にすりゃあ、大きいやあ大きい訳じゃがの、何か手当を考えておるのか、ただのんべんだらりんと、お日さんを西にやりよるんか、の。特に、例えば、臨戸ではないけども、夜行つて、お願いを、毎月、少なくとも2回ぐらい行つとるとかね、何かそこらのいわゆる対策いうか、努力というのか、の。どうしとんかい。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、現在滞納は、一件でございます。この方につきましては、分納誓約書というのを出して頂きまして、毎月追っかけて払って頂くっていう手法とつてございます。で、支払いがない場合は電話督促という方法とっておりますが、順調に支払って行つて頂いておりますので、引き続き、支払いの管理という部分に力を込めたいと思います。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）曾田駐車場使用料のあれですが、去年から、ちょっと増えてますよね。この間には、大体どのようにやっておられるか、ちょっと、一つひとつ。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、平常の管理につきましては、シルバーさんに、巡回して頂いて、掃除いうことをしております。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）多分、バイパスの下でね、県から借り譲つて、借りちよるところと思いますが、私は、管理ちゅうのはそういう管理のことじゃなし、例えば、東洋シートなら、東洋シートに一括して貸しちよるんか。それとも、応募者があつた人に貸しちよるか。ほいで、最近は、今、あの方に建売が一杯できちよるんじゃが、何とか管理しちよかんかったら建売の人が勝手に停めても分からんし、わしはその方の管理を言ひよるんよ。分かりました。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、ダッシュボードの前に、許可証を掲示して頂くこととしております。シルバーさんに、巡回して頂く際に、ダッシュボードの上に駐車表が乗ってるかどうかというの確認してもらいます。もし乗ってなかったら、直ちに役場に連絡してもらおう、いう方法とってございます。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）分かりました、よく分かりました。ほいでですね、大体この使用台数、何台ぐらい、ここにあるか、ちょっとそれで、まだ空いてるのがあるか、ないか、の。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、ここは 92 区画準備してございます。直近の情報では、4、5 台程度、程度で申し訳ないんですが、空きがございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。宗像委員。

○委員（宗像）滞納繰り越しの分で 8 万円予算挙げられておる。今の話を話だと、多分分納されてるということは、分納分の 12 か月分を挙げてられるんじゃないかと思えますけれども、実際の滞納額っていうのは、どのぐらいあるんでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）1 月末現在でございますが、8 万 7,200 円が残ってございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。12、13 ページ、下段にあります農林水産手数料と、失礼しました、下段にあります 3 目、農林水産手数料と、4 目、土木手数料です。土木手数料は次のページも含みます。質疑があれば許します。前田委員。

○委員（前田）違うかどうか知らんが、いわゆる商店のテントとか、それから、看板、屋外広告だから、言いたいのは、店屋の軒先にテントを張り出しておる、こういうのが実際の実態調査をしとるのかどうか、それをの、ただ、160 万、ほかのものも含めてじゃが、挙がっておるが、ただのんべんだらりんと、去年もあつたけえ、一昨年もあつたけえ、今年もやるよということで挙がっておるのか、そうじゃなしに、一般的な、そういう、家屋とか、そういう、空き地の場合はの、原則は、1 月 1 日でもって調査現地調査しとる、それからこの看板についても、現地へ行って、魚屋の靴、去年なかったがあるわいとかね、もちろん逆もあるわ。去年あつたのに今年ないの、とか。ないのは、向

こうが申請してくると思うんよ。うちは、払えてきとるが、去年台風で飛んだけえないんじゃ、とかね、その辺の実態調査というかそこらはどういうふうにしておるか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、月に1回ですね、公園の巡回パトロールをしておりますので、その際に、いろんな道路通ります。その中で確認、作業をさせていただきます。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）私はこれ分からのじゃがね、昔と今、違うちよるじゃけえじゃが、3のね、農林水産手数料、農業の手数料の農地転用許可等手数料、農地専用手数料いうたら、今、農業委員会がおっちゃあないからあれじゃが、この、等ちゅう意味はどういう意味かの。分らん。意味が、分かるじゃろ。

○委員長（住吉）はい、建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと今すぐ明確な部分は答えられませんが、3条、4条に関係に関する手数料を総称して、等という形で、今回ここでは記載の方はさして頂いております。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）今言われても3条4条があるとか、その3条、4条はどういうもんかが分からのじゃけ、聞きよるんよ。そうじゃけえ、等ちゅうのはどういうもんかいうて、

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい。非農地証明、農地転用受理証明及び農業者適格者証明等でございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）今の問題に絡むんですが、今農地転用の許可はないと思うんですが、届け出のはずなんで、文言をこれ変更すべきと思われますが、それはいかがでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、修正したいと思います。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）先ほどの前田議員の質疑の続きになりますが、昨年、通常は屋外広告物というのは本人の申請に基づいてその許可を出し、その手数料を頂くもんだと思いますけれども、実際に、役場の方で見つけて、指導して、された件数、あるんでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

- 都市整備課長（龍岩）はい、昨年度はございませんでした。
- 委員長（住吉）宗像委員。
- 委員（宗像）じゃ、ここ3年でどんなでしょうか。
- 委員長（住吉）建設部長。
- 建設部長（久保田）ちょっと細かい数字ははっきり分かりませんが私が覚えとる範囲では、昨年、昨年じゃない、その前、程度にですね、1件ほど指導した記憶がございます。
- 委員長（住吉）下岡委員。
- 委員（下岡）土地転用の許可なんですけども、今課長が、何種類かこういう証明か何かの種類を言われたんですけども、それ、金額がですね、それごとに違うのかのどうなのかと。ここ、3,000円になってますけど、何件を見込んでいるのか。
- 委員長（住吉）都市整備課長。
- 都市整備課長（龍岩）はい、一律300円でございます。10件程度を見込んでおります。
- 委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。岡田委員。
- 委員（岡田）13ページの一番下の放置自転車なんですけど、今、何台あって、で保管をして、最終的にはどっか持って行って処分いうか、どういうんですかね、されるんだと思うんですけども、まず、まず最初に、何台ぐらい保管をされているのか。
- 委員長（住吉）建設課長。
- 建設課長（木村）こちらの放置自転車等移送保管手数料というのは、駅前の放置規制区域にあるものについて、強制撤去をした際の返却時の手数料でございます。今年度14件、移送しております。議員さんがおっしゃられておるのは、もしかしたら町内全部っていうことになってきますと、申し訳ございませんが、ちょっと今この手元で何台っていう、台数を保管してるかっていうのは、ちょっと分からないところでございます。
- 委員長（住吉）岡田委員。
- 委員（岡田）どっか保管をして、最終的には処分いうか、売るかされるんですけど、どういうふうな経路になるのでしょうか。
- 委員長（住吉）建設課長。
- 建設課長（木村）はい、撤去いたしました放置自転車については、遺失物の法律に基づいて3か月間保管をします。もちろん告示行為を行って保管をいたします。3か月以内に取りに来られない場合については、町の方で処分をいたします。その処分方法は、鉄くず、そして売却処分を行っておるところでございます。

○委員長（住吉）岡田委員。

○委員（岡田）そのときに、例えば、ほかの自治体だったら、シルバーにして直してもら
うとか、そういうふうなことは、町ではされとらんのでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）以前もそのような形で何とかリサイクルという方法を検討してまいり
ましたが、自転車をリサイクル販売するに当たっては、まず、盗難手続の解除というの
を行うことが非常に、一つ大きな問題、もう一つは整備したものを製品としてお売りす
る訳ですから、品質保証という部分で非常に難しいと。シルバーさんに簡単をお願いす
るといっても、シルバーさんにそこまでの責任能力が持てないということで、いろいろ
議論はしたんですけども、今の形に落ちついたところでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次、飛びます。16、17 ページ、下段にあります4目、農林水産費
国庫補助金と5目、土木費国庫補助金です。質疑があれば許します。分かりますかね、
宗像委員。

○委員（宗像）鳥獣被害防止総合対策交付金があると思うんですが、これ鳥獣対策の有害
鳥獣のことだろうと思いますが、これと何頭ぐらいを見込んで、どのぐらい見込んだ補
助金を頂くようにしておるんでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、総数でございますが、75 頭でございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）その内訳が分かれば教えて頂けますか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、イノシシ 42 頭イノシシの幼獣 15 頭、うり坊っていうやつ
ですね。それから、サル 1 頭、シカ 4 頭、それから、タヌキ 4 頭、ヌートリア 4 頭、カ
ラス 5 羽、これで 75 頭でございます。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）ちょっと確認というか、聞いてみますが、これは、県からの交付金ですよ
ね。国から、いや、ちょっと、わしこれ間違いか知らんが、県からの、今のイノシシや1頭
当たり 8,000 円、サルが1万円、あの分とこれとは違うかどうか、説明をお願いします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）今言われたとおりでございます。国からの補助でございます。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）じゃけえ、最近いうか、今年、1頭しっぽを、しっぽじゃない、写真撮ったら、8,000 円の分、今年ちょっとあれやったら、頭数超えたか知らんのじゃが、途中でないようだったいの。ほいで、例えばよ、私も駆除班やっちょるんじゃが、今言われた、カラスじゃサルじゃあ、ああいうものはない、あまりおらん、捕って出してないよ。それを、余った分を流用して、イノシシの方へ持っていくことは多分できると思うんじゃが、可能か、可能でないかちょっと。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、可能でございますので、これまでも、その枠の中で、うまい具合に調整をしておるということでございます。

○委員長（住吉）下岡委員。

○委員（下岡）この、こういった内容で補助金を出してるのか、内容と対象、出すものに対してもらってるのか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、これはですね、現在農林水産省が推し進めております農地ナビという地図情報がございます。それに対するシステム構築、それからデータ入力を各自治体単位で、全国的なソフトの中に、情報を入れ込むという作業をする必要がございます。その補助金でございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）8の土木費国庫補助金の中の、道路新設改良費補助金でございますが、交付金でございますが、平成 28 年度の当初予算の見込みよりも随分が減額、交付金しか下りなかったという結果の報告を受けましたけども、この平成 29 年度の、ここに掲げられている予算計上、は、そういったことも見込んでの予算計上でございましょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）県国に対して交付金を要望するに当たって、やはりその町の財政的なものがないとできませんので、基本的には、この予算額で、交付金を要望させて頂いておるところでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）28年度、随分予算計上の結果、減額になっておりますが、この平成29年度の当初予算におきまして、また決算額が減額になる可能性もあると思うんですけど、その点については、どのような積算根拠で計上されたんでしょうかということです。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）事業の実施にあたりましては、来年度実施可能なものについて、予算額を計上させて頂いておりますので、100パーセント交付金がついても実施できます。また、今おっしゃられたように内示率が、万一低い場合には、それに見合った進捗調整が図れるようなことも想定した予算計上を、今は、させて頂いておりますのでございます。

○委員長（住吉）兼山委員。

○4番（兼山）先ほどの下岡委員の関連なんですけど、農地ナビも、私も調べたんですけど、これ、現況を見て、農地として、それとも地目ですか、どっちなんですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）入力する情報はですね、税務課から貰う資料を落とし込むという形になりますので、公簿上の農地という解釈になるかと思います。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）西山委員の話の続きになりますけど、5の海田市駅南口土地区画整理事業、これは3年前だったかな、一昨年、かなんかだったと思うんですが、この辺に来るだろうと思ってこなかった。事業延期、平準化してもらえだろう、翌年の交付になるだろう、そうなるだろうということで、今、伸ばしてます。で、もし今年、この補助金が入らなかった、場合、交付金が減額された場合、事業年度また1年延ばすのか、そうじゃなくて、もう、それは、交付金がなくてもうちは単独でやるのか、その辺はどうなんです。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）区画整理事業の最終年度ということで、おっしゃられるように、事業調整ができない状況であるということは、町長にお願いをいたしまして、国交省の方にも満額つけて頂くように要望しております。従いまして、満額付く強く願っております。ところでございますが、万が一付かない場合については、事業の完了優先して、単費を入れてでもやりたいと考えておりますのでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）瀬野川西踏切に交付金というがあった、が、まず、この用地、ＪＲの用地
なんか民間個人の土地なんかいうのをまずそこから・・。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）民間の土地でございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）それでね、ＪＲの、結論から言うと、ＪＲの交付金というんか、そういう
支援金というのか、ないのか。ＪＲのためにもなる訳だ、踏切を車が安全に通るとかい
うのは。これは、国からかどっかから来るんじゃないけども、国庫補助言うて買いとる
けえ。ＪＲが銭を出さんのかいうのがいいたい訳よ。仮の１万円であろう、１０万円で
あろう。どうなんか、お前ん所のためにやるんじゃないかいうて。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんの気持ちはよく分かって、私もそのようにしたいんですけれ
ども、ＪＲさんから頂くというのはちょっと難しいのが現状でございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）なにか分からんけどね。例えば、その遮断機をつけようという時にね、工
事はＪＲがやるんよ。わし分からんけども、ちょっと、語弊があったら、それで手直
ししてくれんにゃあ困るが、例えば１０万円の機械を１１万円でやって、ＪＲが独占での、
例えばわしとその工事する言うた時には、おまえがやったんじゃないあ電車の安全で責任
持てんけえ、そりゃあ駄目よ、ＪＲ、うちがやらんにゃあ。独占なんよ、これが、の。
だから、そういうんであんた方の安全のためにやるんじゃないけえ、の、その交渉よ。言わ
れるままにこの用地利用、町が出し、機械の設置換えを出し、何を出し、全部、満額、
こっち負担、ちっとあんた方も出せや、言うたか言わんかよ、どうなんかいの。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃられとる、言われたがままということは、町もしておりませ
ん。当然その改良の内容についてはチェックをさせて頂いて、余分なものについては、
それは単費でやってくださいというお話は、させて頂いております。もう一つ、交付金、
国庫補助金が入りますと、会計検査の対象となりますので、ＪＲさんも、余り過度なも
のはできませんので、そういった部分でも二重のチェックが掛っておる状況でございま
す。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）だからおそらく会計検査院のそれは分かるんじやが、町持ち分について、例えば、金額分からんような、トータル最終的には3,000万なるんか5,000万になるんかの、そのうちの10パーぐらい。あんた方持ちんさいいうことを言うたか言わんか、ということよ。それぐらい出せや、出せや言う言い方も悪いがね。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）踏切改良については、その昔建設省と運輸省の協定というのがございまして、その協定の中での取り決めがございますので、それを超えるような形で、10パーセント負担してくださいとかそういうことは申し上げておりません。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。18ページ、19ページ、前のページから続く5目、土木費国庫補助金と、6目、都市計画事業費国庫補助金です。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）一番上の住宅建物安全ストック形成事業補助金交付金というのは、これが、今言われた地震等に対するそういう、安全確保のための補助金、交付金のように思えるんですが、それに間違いないかということと、これ、対象は1とうだったように記憶しておるんですが、それはどうなんでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）交付金の使途については、議員おっしゃられるとおりでございます。中身ですけれども、緊急避難路の1棟とあと新しく拡充しました耐震診断であったりとか、耐震改修の補助金も、こちらの方で頂くようになっております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。20、21ページ、下にあります、4目、土木費交付金と、6目、都市計画事業費負担金です。質疑があれば許します。西山委員。

○委員（西山）5の、土木費、地質調査費負担金でございますが、縷々として、少しずつしか進展してきていないんですが、この金額を、もしも海田町が民間委託をしてまでも地籍調査を拡充する場合には、この負担金が増えるという、

○委員長（住吉）西山委員に申し上げます。現在は、20ページ、21ページの4目、土木費交付金と、6目、都市計画事業費負担金でございますので、所管が違いますので、ただ

いまの質疑は不許可といたします。宗像委員。

○委員（宗像）急傾斜地の防止対策費交付金 200 万円程度と思いますが、これは、急傾斜地の維持管理のための補助金ですか、それとも新たに自分とこで調査して新しいのを出してこいいう意味で出されてるんでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）権限移譲の一環で、県が整備した急傾斜地の維持管理に係る移譲交付金でございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）先ほどと同じなんですが、海田市土地区画整理事業負担金、県費負担金、これ県道部分に係る分の負担金と思えるんですが、この分については県道が確実に今回整備するという、3月までにほとんど終わって、あと駅前ぐらい駅広ぐらいしか残らないのじゃないか思うんで、その辺に絡むものと理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、県道区域は駅前広場の一部にも入っておりますので、それらも踏まえて県道負担を頂くものでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。22、23 ページ、4 目、農林水産業費補助金と、6 目、土木費補助金です。質疑があれば許します。多田委員。

○委員（多田）広島の新緑づくりの事業交付金、今年は、予定は、どこら辺の予定をされるんですか。工事の。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、今年でございますが、シンタオ付近の階段コウいうのを計画してございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）国有農地等管理処分事業事務取扱交付金いうて、国有地の何をどうをするために、この補助金を貰うとるんですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、具体的な場所はですね、ゆるぎ観音そこの、ゆるぎ観音いうのがございますが、あの辺に国有地がございます。これを維持管理するという目的で、

地元の町にその費用の一部として、事務経費を補助するという制度になってございますので、消耗品等で使用してございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）実際にどういう管理しとるんですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、不定期にはなりますが、国有地の目視管理というのは行っております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）ひろしま森づくり交付金 240 万円来とると思うんですが、当初 270 万円ぐらい来よったのががだんだんだんだん今下がってきておるんですが、これ、交付算定が変わってきたのか、歳入自体が全体的に、広島県全体の歳入が減ってきてるから下がってるんでしょうか、どちらなんでしょう。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）県からの配分でございます。ちょっと、その詳しいところまではちょっと分からないんですが、県から森林面積に応じて、交付金を森林面積に応じた額になっておるというふうに聞いてございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）森林面積自体というのは、多分どこの町村も大きく変わってることは多分ないと思われます。それが減ってくるとなると、結果的に、パイが減ったのか、それとも交付率が変わってきとるんか、その辺、どうなんですかね。分からなければ分からないで結構なんです。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、県内配分のことでございますので、ちょっと申し訳ございませんが、そこまではちょっと分かりかねます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんでしょうか。下岡委員。

○委員（下岡）国有農地等管理所分事業で、ゆるぎ観音付近いうて、ゆるぎ観音いうたら熊野なんで、多分、赤穂峠の頂上付近のことだと。今の、ゆるぎ観音という場所と、それから、この管理所分というのを、国有地というのはたくさんあるんですけども、その中の管理所分というのは、どういう意味なのか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）申し訳ございません、訂正してお詫びします。ゆるぎ観音でなくてですね、ごめんなさい、すぐその薬師寺の、ひまわり観音でございました。失礼いたしました。間違えて答弁してしまいました、申し訳ございません。ひまわりか観音のところに国有地がございますので、その不定期な目視管理を行ってございます。

○委員長（住吉）管理処分の意味が問われておりますが。都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、先方からそういうふうに、の名目での交付金が来ておるといってございますので、ちょっと、それ以上はちょっと分からないです。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。24、25 ページ、下にあります、4 目、土木費委託金です。質疑があれば許します。崎本委員。

○委員（崎本）1 の土木費委託金、河川清掃等業務委託金のことで、これは、県の補助金というて書いてありますが、私、どこで言っているか分かりませんが、三迫三丁目に、例の町が管理しておるじゃ県が管理しておるじゃあいうて揉めたところの、一番奥にの、ゆるぎない証拠で、堰堤があったよね。この堰堤が、もう、どういふかね、80 パーセントぐらい機能しとらんよ。どうしてかいうたら、砂埋めて、町の方も、わし、水路が詰まったいうたらあそこへ砂を持って行って捨てるんじやがの、ほいで、大きな、昔は堰堤じゃったんじやが、はあ、堰堤が機能しちらん訳よ。砂も溜るところも、もう、えっとない。ああいう分は、ここでやってええかどうか、知らんのじやが、県の維持管理の人も、見て見んふりしちよってんじやが、やっぱり、災害時にはやってもらわにゃいけんから、もうちょっと、そういう対策はどこでやってか知らんのじやが、私は、やってもらいたい思うんじやが。昨日も行ってみたんじやが、機能せん、もしか、降ったら機能せん訳よ。ほいで何でかいうたら、三迫三丁目いうたら、なめらじゃから、水が降ったら、今の川底は、洗うて、マサいうかマサの固い分じゃけえ、一杯出る訳よ、溜るんよ。まあ砂はきれいなんじやが、それがいっぱい溜っちゃるんじやが、そういう分のやっぱり、きれいにせんかったら、効力を発揮せんわいの。そこらを、どう思うとる、ここじゃ思うんじやが、どのようにしてんかの。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）まずこちらの河川清掃等業務委託金というのは、県が管理する 2 級河川で、砂防指定がされてないところを一般の住民の方々が清掃して頂く活動に対する補

助金になっておりますので、今議員さんがご指摘のところについてちょっと対象外となります。そうは言われましても、その砂防堰堤の機能がないということについては憂慮すべきことでございますので、それはそれで、別途、県の方に対策の方を講じて頂くよう、要望はしてまいりたいと思っております。また、水路の、日ごろの水路の維持修繕につきましては、地元の方々のご協力を得て、今管理をしておるところでございますけれども、地元の方々ができないと言われる部分につきましては、町としても、ご協力、町としても浚せつ等は実施してまいりたいと考えております。

○委員長（住吉） 崎本委員。

○委員（崎本） 今、まあ言われましたが、昔は、農業する人が、田植え時期の前には、皆が出てやりよったんよ、の。町からジュースの1本ぐらいは出たけえ、みんなが出て掃除しよったんじゃが、今、そういう人は一人もおってんないよ、の。皆、町に任せて、おたくらもよう知っちよるんじゃが、苦情ばかり町に言うてから。だけどね、現実的にね、廻ってみても知っとしてように、どこの、串掛林道の下の堰堤もいっぱいなんよ。で、一回、私、言うて、1回、取ってもろうたんよ。取ってもろうたんじゃが、今度、二十何日に説明会があるんじゃが、そういうことをせんと、砂防危険区域じゃあ言うて、黄色じゃレットルじゃあいうて規制掛けられるんじゃが、規制掛ける前に、やっぱ町は、ね、あれしてからね、砂防堰堤でもきちっと機能するように、やっぱり要望せんかったら、わしゃいけん思うんじゃが、そこらはどのように考えておってんかの

○委員長（住吉） 建設課長。

○建設課長（木村） はい、町といたしましても、町民の皆様の安全安心のために、そのようなことについては県の方に積極的に要望してまいりたいと考えております。また、27日の地元説明会で、イエロー・レッドというのが、皆様にも周知できますので、それらに基づいて、より一層努力していきたいと考えております。

○委員長（住吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、次にまいります。26、27 ページ、上段にあります、16 款、2 項、財産売払収入です。質疑があれば許します。ごめんなさい、訂正、財産売払収入です。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像） 物品売払収入あるんですか。ないんなら、これ、存目で残しといて、入ったときにまた、歳入がオーバーするのは問題ないと思うんで、2,000 円ぐらいなら存目

だけでいいんじゃないんですか、それとか別の雑入に入れるとか、どうなんですか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの物品売払収入というのは先ほど岡田委員の方からもありましたの放置自転車を鉄くずで処分した際に上がるものでございます。ただ、自転車の鉄くずですので、80台100台売り払ってもですね、数十円とかという、それは引き取って頂いて、引き取って頂いて鉄くずに裁断処理して、それを売ると。その引き取り代と売払代の差引きが数十円残る、それを歳入として入れさせて頂いたものでございます。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）今ここに2,000円となつてございますが、建設課管理分が1,000円、それから都市整備課管理分の駅前自転車の処分量が1,000円ということで、2,000円になってございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）大体分かりました。だから2,000円組んだというのが、存目、存目が足して2になったような感じだろうと思います。ただ、これ、財産になるんですか、一遍、取得物、だから取得したからうちの財産とみなして、財産、これ、単純に財産じゃなくて放置自転車なら放置自転車として、雑入の方で入れるべき、使用料みたいな感じで挙げるべき案件じゃないですかね。その辺がちょっと、疑問が出てくるんですが、これ、完全に町の財産になる訳。じゃなくって、財産なら、一遍財産台帳に、一遍載せんにゃあいけん訳でしょ。財産台帳に載せずにそのまま販売するんじゃないですか。

○委員長（住吉）暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時56分 休憩

午前10時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。執行部の答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（吉本）先ほどは、その場で答弁できずに大変申し訳ございませんでした。財産収入の解釈でございますが、まず、財産収入に計上する費目については、地方公共団体が有する財産を売り払いしたことによって生ずる現金収入をいいまして、その財産と

何かというと、地方自治法第 237 条第 1 項に財産とは、公有財産、物品、債権、基金と
いうことで、この物品に当たるところなんですが、その物品とは何かと申しますと、地
方自治法においては、地方公共団体の所有に属する動産及び地方公共団体の所有には属
しないが、地方公共団体が使用のために保管する動産を言うというものが、地方自治法
第 239 条に規定しておりまして、物品として売却収入を計上してるところで、その物品で
あるならば、財産台帳として整理すべきじゃないかいうご指摘のところでは、本町にお
いては、土地建物の財産については土地建物台帳、で、物品のうち 1 万以上の備品につ
いては備品台帳に整理しているところですが、1 万以下の消耗品については、財産台帳
に記載しないとございます。ただこの度、予算計上のあり方についてまたご提案頂
きましたので、その辺はもう少し近隣市町を含めて、今後、検討整理はしていきたいと
考えております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）それで、要は町の財産になる。だからそれを処分するんだという説明でし
た。それならば、いつをもってそれは町の財産に替わるんですか。きちんとした財産に
なるという手続をとらないと、財産にはならない訳ですよ、町が取得したっていう。
その取得の時期っていうのは、じゃあいつになるんですか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）一応、遺失物法に基づいて、告示行為を行ってから 3 か月を経過した
日をもって、所有権が移るという整理をしております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）分かりました。この分についてはそういうことで。これに合わせて、駅前
の駐輪場があると思います。そこにも当然、こういう、自転車の放置いうか、引き取り
手もない自転車が出てくると思いますが、これもこの中に入っておるんですか。当然そ
れについても同じように告示行為を行って、町の財産に変えられてるとなれば、当然そ
こにもそういうものが出てくると思うんですが、それについて、どうなんでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、建設課長の答弁したとおり、同じ扱いをしてございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）それから、先ほどこの処分の仕方の答弁がございましたけども、答弁の中
に、手数料、として、相手に移送手数料がある、引き取り手数料がある、売却収入があ

る、差引きを行う、これ別々の行為ですよ。移送して頂く、処分して頂くため動かす費用。売ったことによる収入が入る、これ別々の行為ですよ。それ、契約のときに、これを同時に相殺する契約をされてるんですか。されてなければ、逆に言うと、歳出の方で移送手数料を組み、歳入の方で財産売払手数料を組むべきものと僕は考えますが、それについていかがでしょう。これ、多分、担当課は難しいんで、財政課の方に答弁お願いします。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）発注方法としましては、今おっしゃられたものを一つのものとして、要は、引き取った上で処分した際にいくらで引き取って頂けるか、という発注の仕方をしております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）財政課に確認取りますが、別々の行為を一つの行為にすることが、うちの自治会計上問題はないんです。通常の場合には、我々の仕事っていうのは、出る行為と入ってくる行為は、別々に算定しなきゃいけないはずですよ。移送というのは、歳出の方の手数料だと思います。逆に、入ってくるのは、売払になるか雑入になるんか、別の収入ですよ。別々の行為ですよ、これ。それを今までそれを別々の工事してきたというのは、売ることによる、これは、売ることの、逆にこれは、売払のときは、原則、入札行為を、要するに競争入札が大原則ですよ。そういう行為を行った上での、そういう差引きをやってやられてるのか。そうじゃなくて、単純に契約で、ぽんとやられてるのか。それはどうなんでしょう。

○委員長（住吉）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、歳入歳出の整理でございますが、主たる業務が売却というところで、付随する手数料部分については、含めて一括して契約することで問題ないと解釈しております。入札、契約形態については、金額が低いということで随意契約の中で整理しているところでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）これ、歳入を少しでも増やす意味でね、逆に、売払だけを別に、駅前なんか、下手すると1年に何十台、何百台という、ひどいときにはこれ自体が、販売するときに、キロ20円で売れたことがございますよね。そういうのを考えれば、売ることだけをして、それは当然売ること、それは引き取りも含めての話になってきますけど、そ

ういう形にすることによって、財産収入を上げることが可能なんじゃないですかね。かつて、そういうことで、自転車一台が、一番ピーク時が 27、8 円ぐらいで、キロ売れたことがあると思います。100 台ぐらい売って、普通なら、五千円、一万ぐらいしか入らんものが、確か、20 万近く入った時期が、確かにあります。だから、そういう意味で考えたら、単純に、その、引き取れや、何ぼしかならんわ、いうやり方ではなくて、きちんとした方でまとめて、それならまとめてやれば、それだけの売り上げが出てくると思うんですよ。そういうやり方については、今後考える必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）物品の発注であるとか、売払は、それにどういった仕様により行うかにつきましては、個々のケースにより判断が必要なものと考えております。今回の事例につきましては、自転車の台数も考えても、量も多くないということで、一括で契約をした方が効率的というふうに考えておりますが、議員ご指摘の内容につきましては、個別個別の内容を判断をして検討してまいりたいと考えております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）あくまで普通財産ですよ。普通財産であれば、本来は、先日の説明でもありましたように、普通財産であれば、財政課の管理ですよって言われたのは、財政課自身ですよ。ということは、普通財産に落として普通財産であるということであれば、当然まとめて 1 発でやって、少しでも収入を上げるようにすべきだと僕は考えるんですが、あくまで普通財産ですね。当然、この普通財産の売払収入であれば、普通財産の管理は、自ら、この前、先日の説明では、我々財政課の管理ですっておっしゃられたんで、財政課がこれやられてるんですよ。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）普通財産におきましては、ご指摘のとおり、原則、財政の方で管理しております。ただ、各担当課において、管理させる方が望ましい場合には、その管理を各課に移すことも可能となっております。海田町において、今回の自転車等の売却については、建設部でしか、現在考えられませんので、担当課の方で処理の方をお願いしているものでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）ということは、先日と話が違う訳ですよ。先日は、普通財産は全部財政

課の管理だと、我々にここで説明加えたんですよ。保育所のとくに。その都度、説明が変わるの。普通財産は財政課が管理して、財政課がやるんですよって言い切ったんですよ。で、こうなると、向こうだと言うんですか。答弁を変えないでくださいよ。どうなんでしょうか。

○委員長（住吉） 財政課長。

○財政課長（吉本） 委員ご指摘のとおり、先日の保育所の処分に関しては、普通財産で財政課で管理すると答弁させてもらったところですが、先ほど企画部長が海田町の財務規則98条において、普通財産は財政課に所属させる。ただし、財政課に所属させることが不適当と認めるものについては、その担当所属において所属させることができる規定がございます。先ほど答弁ありましたとおり、自転車については建設部に所属するものが適当として、建設部において処理しているところでございます。

○委員長（住吉） 宗像委員。

○委員（宗像） いや、だからそのときその説明もなしに、普通財産は全部自分のもんだ、だから普通、やるんだ、じゃ、同じようなことが、さっき、この前の答弁で、だけ、そうじゃなくて、きちんとした形で、向こうは向こうで、本来は、整理した段階で頂くべきもんだ、そうじゃないけどという説明は、何もなかったです。その都度その都度、答弁を変えないでください。都合のいいときだけ引っ張り込んで、都合のいいときだけ答弁をするようなことはしないでください。

○委員長（住吉） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 先日の説明が十分でなかったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。原則として、普通財産の管理は財政課ではございますけれども、財務規則におきまして、財政課で管理することが適切でないものについては、担当課で管理ができるよう、と、なっているものでございます。今後も、財務規則に則りまして、処理の方を行ってまいりたいと考えております。どうも申し訳ございませんでした。

○委員長（住吉） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、次にまいります。28、29 ページ、3 項、雑入のうち、15、地形図等売払収入と、34、全国公営住宅火災共済機構の補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。30、31 ページ、雑入の 38、区画整理事業費精算金と、下段の 2 目、土木債です。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）区画整理事業清算金、これは、歳入ということは、要は、換地処分したことに伴う、土地の面積が増えてるとか、精算した金額、単価が上がったことに伴う精算金で、これ、聞いていいんかどうか、だろうと思うんですが、まず、それに間違いないかということと、まずそれからいきます。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの清算金につきましては、今回の区画整理事業地内で換地不交付と申し上げ申しますが、出して頂いた土地を換地として貰わなくていいという、地権者さんが 1 名いらっしゃいます。ですから、その方の物を別の所有者さんに、付け換地というんですけれども、多く換地して渡しますので、その多く頂いた方については、金銭で町にお支払い、清算金としてお支払い頂くものを想定したものでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）もし差し支えなければ、不交付の相手と、付け換地をされた相手を教えて頂くことはできますか。個人情報だからだめだというなら、それはそれ以上聞きませんが。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）換地不交付を申し上げた方については、ひまわり大橋北詰交差点の端っこにある大きな建物の所有者さん、安芸農協さんが、隅切りが少しだけ出ます。であそこを、まあ、小面積ですので、それを換地されたも使い道がないということで、換地不交付を申し出られております。付け換地をする方については申し訳ございませんが、ちょっと個人情報でございますので、そこは答弁は控えさせていただきます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）逆に、これ、精算金に伴う、逆に、歳出も、これ、出てくるということで理解していいですね。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はいそのとおりでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。

す。134、135 ページをお開きください。134、135 ページ、よろしいですか。このページは全部です。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）先ほど有害鳥獣の対策事業で、歳入の方の頭数については聞きましたが、歳出の方の頭数はどういうふうに見ておられますか。同じ頭数なんですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）歳出の方は、報奨金というところに額がございますが、内訳を頭数を行った方がよろしいですか。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）頭数が違うのであれば。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）違います。それでは、違いますので、報奨金の部分の頭数を申し上げます。まず、イノシシ 166 頭、シカ 14 頭、サル 1 頭、タヌキ 24 頭、ヌートリア 2 頭、カラス 3 羽、でございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）歳入入ってこない上乗せ分については、これ単町費、それとも、どっか別の補助金が出るんですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）これは単町費で報償費の方を組まして頂いております。そのうち、国の補助が適用できるものは、上乗せをしてお支払いするという形をとってございますので、例えば、イノシシを 1 頭捕獲した場合に、報奨金から 4,000 円、それから、先ほど歳入のところで説明させて頂いた、国からの補助が 8,000 円、合わせて 1 万 2,000 円という勘定になります。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）そうすると途中から、変な、ごっと下がって、安い報奨金を払うことが、現実にあるということで、いいんですね。これ、崎本議員が先ほど聞かれたと思うんですが。だから、ある程度一杯になるまであって、途中から、値段がぽっと下がった報奨金を貰うということが、実際にあるんですね。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、ございます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）有害鳥獣の問題で、いろいろ町民の皆さん方から苦情を聞く訳ですね。こうする対応しかないかとは思いますが、このまま放置しておく、ますます増えたり、人畜に対する被害が拡大をしていく。そればかりじゃなくて、農産物もそうですし、家屋に対してもそうだと思いますが、これに対する対策はどうか。非常にこの危機をですね、私、早く新聞を配るんですが、南小学校の坂をアベックがですね、シシのアベックがもうどんどん上がっていくような状況も、もう見たりね、うちの団地の中でもおるんですけれども、そういう、全体的な被害を出さない、安心安全のまちづくりに大きな支障を来しておる。こういう対策は、全体として、どう対応しておるのか、お尋ねします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、今、イノシシに限ってちょっと話をしますとですね、対応策といたしましては、箱穴を設置して、その中で捕まえる、若しくはくくり罠、ワイヤーのものがありますが、あれを山の中に設置して捕まえる、といった手法になると思います。箱穴につきましては、毎年4箱ずつ、これまで飼いつけてきておりまして、今年度買えば、27個の箱がございます。その中を、今、海田町有害鳥獣駆除班の皆さんに、管理をして頂いております。ということで、箱穴につきましては、山の中といいますか、人の目に触れないところに置いております。くくり罠につきましても、山間部に設置することになるんですけど、人がそこに挟まったという事故が、これまで海田町ではございませんが、そういうことがあってはいけないので、余り人里の近いところには中々設置できないというような状況もございます。今、そういった中で、その2本柱で駆除に対する対策をとってきておるというのが実情でございます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）努力をされておるんですが、しかし、全体的な、そういう繁殖というんかね、そういうのが、駆除よりもどんどんそれが増えてですね、ますます対応は難しくなって、どういうんかね、有害の方が、人間よりも多くなってね、こちらの方が、こまく窮屈な生活をするような状況が続いておるんですが、これを、逆転をさせない限りは、中々、心地よい、住みが、ならん訳です。そういう対策は、どう考えておられるか、お尋ねします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、まずですね、苦情の数だけが全てではないと思うんですけ

ども、ちょっと実態だけ説明させていただきます。平成 25 年度には、210 頭の駆除の実績がございました。それに対しまして、平成 27 年度では 106 頭、約半分ぐらいに減ってきてございます。これは、これまでのそういった、先ほど説明した策がですね、実ってきて数が減ったんじゃないかというふうには考えておりますが、そうはいいましても、今朝もサルが出ておりますんで、それを追っかけ回しに行っという話もありますので、そこらはですね、駆除班の方と密接に連携を取りながら、打てる策は一つずつ打っていかうというふうに考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）町の対応努力されているのは分かった。で、県は、今、どういう対応をとるんですか。補助、県、県とか国とか補助金だけ出してね、後、市町でやってくれという対応なのか、それとも、全県的に大きなね、こういう問題が社会化、問題になっておる訳ですね、その対応はどうなのか、お尋ねします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、全県的な取り組みでございますが、幸いにも海田町は、他市町のような激しい被害というのが、目立ったものがないというのもあるのかも分かりませんが、海田町に注がれる力っていうのは、ちょっとあまりないというのは実情ではあります。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）私は、苦情じゃないんじやが、もうちょっと緩和にしてもらいたいのが、何点かありますが、箱穴と、罾をかけてはいけないから、民間のところへ、場所を言いますと、出崎森神社の人が、畑にイノシシが出とるけえ、崎本さん何とかしてくれいうて電話があつて、犬を連れて行ったら、犬が吠えて、これイノシシうちのはイノシシをかぶりつくけえ、かぶりついたら、近所の人が、愛護団体の人が、虐待しよる、虐待するいうて、わしは知らんかったんよ、犬を放したら、紀州犬で真っ白な犬じゃったんじやが、虐待するいうて、警察の掲示の方が、ボンゴで 5、6 人来られたんよ。じゃけえ、私は、軽の中に、駆除班の許可書も持ちよるし、こうこうこう依頼があつて、今、駆除の依頼があつたけえ、犬を連れて来て犬を放した、よいたら、犬が、山の中で喧嘩しよったいね、ほしたら、犬ちゅうものは偉いもんで、殺したら降りてくるんよ。ほいたら、白い犬が真っ赤になって下りてきたんよ。いや、あんたら笑うんじやが、わしは一生懸命、電話が掛ったけえ、やったんよ。警察の人にも、わし、こうこうこうで許可を

持っちゃるし、駆除で、被害があるけん、電話があつたけえ、来て、鉄砲も何もないけえ、犬で追い払おうかと思うたら、たまたま、犬が、シンをやる犬じゃけえ、真っ赤になって、ちょうど警察の人がおられたときに、真っ赤になって下りてきたんよ。ほいたら、警察の人はどう言われたか、それは崎本さん間違いじゃあないんじやが、人がおらんとこでやってくれ言われたんだけえの。人がおらんとこでやってくれ言うて、道祖園か、佐中さん知っちゃるように、道祖園からも依頼があるんよ。ゴルフを夜、打ちよったら親子連れがおるけえ、芝をあれしちゃあいけんけえ、何とかしてくれ言うけえ、犬連れて行ったらわやするけえ、ほいで、海田町からもあつたんよ。瀬野川にイノシシがおるけえ、犬を連れて行ったらね、犬がかぶり付くんよの。ほいたら、皆がみちよったら、虐待じゃいうて、そういう、いっぱいある訳よの。ほじゃけえ、そこらをちっと緩和できるような方法ないかの、わし思うに。いやそうせんかったらね、今みたいに、はっきり言うが、サルを追いかけてたってね、爆竹で追いかけたって、畑の谷の方から、今度はうちの方の西の谷に来て、西の谷でやったら今度は国信の方に行ったりね、あちこち、うろうろ、うろうろしよるじゃ。ほじゃが、あれは、捕っても気持ちがええもんじゃないんじゃけえの、はっきり言うて。うん。じゃけえ、捕れ言われりゃあ、わし捕るんじやが、捕るけえ、イノシシの箱穴でも、ああいう分じゃなしに、金網を 10 枚なら、10 枚組み立てて、小さいところは猿はいややから入らんのやから、多いときは 50 頭ぐらいおるんじやからの。ほじゃけえわし、好きな人がおるけん、こまいの捕るったら、3 匹ぐらい挙げたり、未だに飼うとっての人は、違反かどうか知らんよ。海田じゃないところで。うん、じゃが、これはよう慣れるんでね。そういうことやけん、やっぱりね、その対策ちゅうもんを、やってもらわな困るおもうんじやが、ちいとでも。ほいで、はっきり言うが、民間の人が、許可がないのに、罠をかけて、かかっとったら、頼むわいうて、これ、警察へ行ったら、違反で捕まるんじゃけえの。家の裏にかけとって、たまたまやって、警察へ電話したら、電話した人がつかまっちゃるんじやけえ。そういうこともあるんじやけえ、知っちゃってのはずよ。そこらの、やっぱり、かごはやっぱり、緩和策が必要じゃ思うんで。うん。そこら、どういう考えか。ほいじゃけえ、私が言うのは、立て札でもかけたり、そういう考えがしてもらいんかちゅうことです。もうちょっと言わしてもらやあ、南小学校の裏門の、正門いうかの、正門があるでしょ。あそこへシシが出るんよ。ほいじゃけえ、子ども、追いかけるけえ何とかしてくれ言われて、わし、ちょっと入ったところへ罠をかけたらの、先生が、崎本さんなんかごそごそしよ

る言うたら、イノシシが掛かっと思ったんよ。ほいたら生徒が皆出て、来て見るよの。そういう状態なんよ。うん。やっぱり、看板など立ててもうたらね、安心して私らわしらもやられるよの。そういうところのありゃあ、やってもろうたら結構じゃ思うんですが、やってもらえんかの。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）まず最初に、虐待という話がございましたが、これ今、切実な問題になってると思いますので、ちょっとの駆除のスペシャリストが県にもおりますので、その方と相談しながらですね、虐待と駆除の相入れ方がないかという観点で、ちょっと尋ねてみたいと思います。それから、看板についてはですね、できる限りの協力はしていきたいと思いますので、ちょっと、また、具体策をですね、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○委員（前田）さっきもイノシシが何頭やら言うが、サルなんかね、軍団で、今もあったが 50 頭じゃ 20 頭じゃいう、この頭数、捕獲頭数よの、シカが 4 頭やら何ぼやらいうのがあった。これは、県から全体の自然をあれして、これぐらい駆除するのが妥当であるということで指示が来るのか。海田町が勝手に、シカを 4 頭捕ろういうことでやるのか。だから今言うたように、サルが軍団で 20 頭来るのが、3 頭や 1 頭ぐらい捕ったけえいうて、焼け石に水いうんかどういうんか、わしも知らんけど、効果がない思うんよの。それで、今言うた爆竹でいうたら、30 分ほどはどうにかなるだろうが、西のものが東、東のものが西に行くだけで、何の足しにもなん思うがね。あるいは徹底的に 5、6 頭か 10 頭ぐらい捕ったらおそれて来んようになるんじゃないだろうが、それを、何か頭数の調節いうんか、そういう、単町でできんのんか。今いう、県からの指示でそれだけの捕獲頭数をやっ取るのか。うちは、案外よけえ出るけえ、うちは特別に申請するか単独でいくかいうて、よけい増やすという、何か、そういうこと、できるんかどうかいの。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、駆除の頭数に関しましては、過去の海田町の実績を踏まえて、種類と数というのを計上してございます。それから猿についてでございますが、この問題が非常に切実でもあるんですが、その対応策というのがですね、非常に難しい実態はあります。いろんな講習会に行って話を伺うんですが、中々、策をとるのにですね、いろんな費用であるとか時間であるとかいうのが掛かりますので、今後は、そういう研

修等でいろんな知識を得ながらですね、何か海田町で打てる策があれば、打っていきたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）そういうことじゃろうけん、言うてもしょうがない思うがね、カラスなんか空砲を打ったけえいうて、3日間は効くじゃろう思うんよ。3羽や4羽捕ったって、そんなものは、空が暗くなる。今ね、話は違うけどもね、この間、江田島から鵜が、夕方、5時頃、坂の上まで、真っ黒になるぐらい、の、飛んどの。で、ぐずぐず言いよる訳じゃが、例えば、あれがカラスで4羽ぐらい捕って、江田島から坂まで、ぶわっと鵜がつながっておるんじゃ、群れになっての。今、三迫の上の上の方へ行ってみ、カラスもよけいおるがね。年間4羽やそこら捕ってもね、焼石に水じゃ。今言うようにね、それ、今から検討する、そりゃしょうがないんじゃ、策がないじゃあ。そういう県のあれもしてね、しっかり、単独でもいい、そういうあくまでも、有害じゃ言うとりんじゃけえ、の。無害じゃ言うとりんじゃない、有害じゃいうとりんじゃけえ、ちょっと、しっかり、これは要望じゃ、答弁せい言うてもできんじゃろうが、単町でどうにかしてね、そういう、そういうイノシシでもどんどん増えとる、の。耕作放棄地なんじゃいうて、民間のそこまですころか、民家の庭まで来とりんじゃけえ、実際がね。知っと思ってじゃろう思うんよ。そこらをしっかりね、わしはやってもらいたい思うんよ。シカが1頭じゃら、ああいうことだけじゃあ追いつかのじゃろう思うんよ。それから、きちっと、崎本さんが言うように、幅広うにね、何か対応する必要があると思う。その考えだけ。即答せえいうのは、無理なら、それはそれでええが。何か、そういう駆除班みたいなものと、単町で、できんかいうのをね。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）この場では具体的なことが言えないんですけども、ちょっと、そこらあたりを意識しながらですね、研究をしていきたいというふうに考えます。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）ちょっとこれは、お願いいうか、これは是非やってもらいたいんじゃが、今の、シカが1頭じゃ2頭じゃ言われるんじゃが、やっぱりね、シカの頭数は増やしてもらわなかったらね、日の浦山なんか、シカが増えて、イノシシの罠を掛けても、シカばかり掛かるんよ、ね。シカの頭数を増やしてもらうのと、ほで、カラスをカラスはですね、私らも捕るんじゃが、捕ってもね、一羽捕ったら、両端もいでよ、半年ほど置い

ちょいて、出したら 500 円なんよの。500 円のために、両足取ってよ、冷凍庫入れちょいてよ、それなら、たたいて、山に埋めちよった方がよっぽどええよ。カラス一羽捕って 500 円じゃから。それも、両足取って、半年も冷凍庫に入れちょいて、うん、ほじゃけん、多分ね、駆除班でも取っ手の人がおるんじゃが、まあ、カラスを出すものはめったにおるまあで。うん。だから、やっぱりね、もうちょっと、カラスじゃ何じゃかんじやいうのは、値を上げてもらうて、一番割るいはシカの方ね。おたくらが困るばかりよ、日の浦山、わやになっちよるんじゃから。遊歩道なんかでも、わやになってるでしようが。うん。そういうことで、やっぱりシカの頭数を増やしてもらうのと、もうちょっとカラスでも、今、何とかしてもらわなかったら、やっぱり、イノシシは、確かに減ってますよ。うん。イノシシは減ちよるのは確かですから、そこらの対策をね、もうちょっとしっかり協議してやってもろうたら、もうちょっと減ると思いますが、そこらの対策はどのように考えておられるか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、まず頭数のことについてお答えしますが、報奨金として予算を組んでおりますので、予算の範囲内であればですね、頭数が増えても対応できるというふうになってございますので、予算の限りが来たら、また補正なりして対応したいというふうに考えております。あと、カラス単価についてでございますが、それはちょっと、近隣市町の状況も勘案しながらですね、ここらあたりもちょうと研究させていただきます。

○委員長（住吉）下岡委員。

○委員（下岡）有害鳥獣駆除ですけれども、先ほどから話が出てるようにですね、イノシシは、電気さくという対策で、町も補助出してですね 6、7 万円掛ければできるんですけども、たちが悪いのは、サル、サルはですね、今の電気さくでは防ぎようがないし、町の補助というのは、サル対策というのはいないんですよ。うちの近所なんかでも、家庭菜園なんかやっとり人はですね、周りをぐるっとですね、フェンスで囲ったり、網で囲ったりですね、しとってな訳ですよ。実際そういうことでもせん限りはですね、防ぎようがない。サル、今、前田委員からあったように、来るときには 20 頭とか、群れで来るんです。ほんで、場合によったらですね、はぐれサルと喧嘩すると。この前なんか、うちの庭でですね、はぐれサルを追っかけてきて、はぐれザルがうちの塀から屋根の上へ上がって逃げ回るとか、そんなことまでやりよる訳ですよ。それは直接被害はないけ

どもですね、農作物の被害という意味では、イノシシは防ぎようがあるけども、サルは被害を防ぎようがないんで、これから、サルがどんどん頻繁に出てき出したらですね、大きな問題になるんで、サルの今の周りのフェンスなんかに対するですね、防御策なんかについてもですね、ちょっと今後検討して頂きたい。今サルは1頭はぐらいしか年間計画してないということで、あんまり本気になってですね、サル対策、町、考えてないんじゃないかと思うんですけれども、これについてはですね、是非どういう方法で農作物被害を防ぐかということを研究して頂きたいと思いますけれども、その考えがあるかどうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、先ほども答弁しましたが、サル対策につきましてはですね、さらに深く研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）委員長を交代します。

○副委員長（佐中）委員長を交代します。はい、住吉委員。

○委員（住吉）先ほど来、他の委員から有害鳥獣対策事業であれこれと質疑がございますが、これ、農業振興費の中にありますから、農作物を守るためという考えではないかと思いますが、我々が住んでる地域においては、人を守ってほしいんですね。過去には、カラスに突かれて、後頭部を流血させた方もいらっしゃいますし、去年は登校時間帯に、西小の正門付近でカラスが暴れたもんですから、急遽、通学路を大幅に大迂回させたりということがあるんですよ。そういったもの対策は、この予算の中には一切含まれてないのでしょうか。

○副委員長（佐中）はい、町長。

○町長（西田）今の実態等をですね、しっかり調査して、そういった対策が講じられることがあればですね、しっかりと研究してまいりたいというように思っております。

○副委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）町長がすぐに答弁されたということは、建設部の話ではないということなんでしょうけども、そうしたら、どこの部でこれは所管にあるんでしょうか。

○副委員長（佐中）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）今ご指摘の内容につきましては、農林水産業費ではございませんので、生活安全課の方が担当になるかというふうに考えております。本日出ましたご意見につきましては、生活安全課の方に伝えてまいりたいと考えております。

○副委員長（佐中）はい。委員長交代いたします。

○委員長（住吉）委員長交代いたしました。ほかに質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）財政課長、そういうふうにおっしゃられましたが、生活安全課は、有害鳥獣の駆除できるんですか。有害鳥獣駆除っていうのは、農林に限らず、鳥獣でしょう。できるの。駆除はできんでしょう。対応はできるかもしれんけど、駆除は有害鳥獣の中でやるんじゃないんですか。どうなんですか。いや、財政課長の答弁に対して聞きよるんですが。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）直接職員が駆除ということはできないかと思えますけれども、そういう実情、対応するために、いろいろ考える策を検討し、取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）だから、対応と、実際に駆除の部分も入ってるんですよ、質疑の中に。駆除の部分は、どうするんですか。駆除できるのは駆除班にしかできないでしょう。たとえば人間、人間に来るか、何に来ようが。有害鳥獣の駆除できるのは、駆除班だけでしょう。それ以外のもんができるんですか。で、その答弁なんですか。駆除班しかできないものやったら、駆除班の中で、対応を考えながら駆除班の中でやらせて頂きますというのが筋じゃないんですか。ちょっと答弁が違うんじゃないですか。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）実際の取り組みにつきましては、委員ご指摘の内容の通りになろうかと思えます。そういった業務を負担とする担当部署として、先ほど、生活安全課というものを、答弁をさせて頂きました。今出た内容につきましては、担当課の方に伝えて、対策を講じていきたいと考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）暫時休憩します。再開は 11 時 5 分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 02 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）定刻より少し早いですが揃いましたので、委員会を再開いたします。次にまいります。136 ページ、137 ページ全てです。次があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）広島森づくり事業の事業展開のことなんですが、本来これ、県の補助金でやる、歳入にもちょっとお聞きしたと思うんですが、当本来であれば放置林等の整備が本来は、とか間伐するのが本来の趣旨としてこの税金をしてきたと思うんですよ。ところが実際今うちがやってることっていうのは遊歩道の整備しかやられてない。本来の森づくり県民税の収入の意味からすればちょっと趣旨が、外れとる気がするんですが、それについて実際今後どういうふうな展開されて、今年度がどうのこうのと言うんじゃないんですが、今後の展開についてお聞きしておきます。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）これ委員が先ほど言われたように、広島森づくり県民税というのを原資にした事業でございます。これが、今年度で第2期の計画が終了となります。来年度から第3期の5カ年計画という中で県がいろんな取り組みをされていきます。その中に、これまでのような遊歩道の整備といったところにちょっと制限が掛かるんじゃないかと、またじゃないかという情報なんですが、いうふうな県が今計画を立案中でございますので、来年度以降につきましては、先ほど宗像委員が言われたような初期の目的に戻るような政策を各市町やりなさいという事になるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）いや、そうではなくて本来の元々の最初に作られた税金の趣旨、よう考えてみれば遊歩道の整備だけではなくて、この放置林、間伐材の整理、そういうものに予算を投入していくべきではないだろうか、それを町として、県の考えてることじゃなくて、町としてそれを考えていく必要があるんじゃないか、安易に遊歩道の整備だけを予算を使うのではなくてね。そういうことについてどう今後考えていくのかということお聞きしておるところです。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）ちょっと私の説明がうまくなかったのですいません。来年度以降はですね、遊歩道の採択というのがだめになるんじゃないかというふうな今情報が来てございますので、従いまして間伐以外の策は打てないというような形になるかと思えます。そのかわり、これまでは、いわゆる公の土地に限定を시켰たんですが、民有林も

枠を広げて、所有者の許可が得ればやってもいいよというような方向転換を図りたい
というような県の説明もございましたので、そういった中で、来年度の面については、
効果的な策を打ちたいというふうに考えます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）その説明分かるんですが、だから、県ができなくなったからやるんじゃない
くて、法律の本来の、税金の本来の趣旨に基づいて、県がサイタクしないから、やむを
得ずやるという形じゃなくて、積極的にそういうふうに展開すべきではないかということ
です。1点ですがどうなのでしょう。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、そのように取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（住吉）下岡委員。

○委員（下岡）1番最後の登山道等案内版材料1万1,000円とあるんですけれども、これ
は、例えば特定の道路、中国遊歩道であるとかという特定のもののなのか、また、対象は
ですね、例えば地区でボランティアで山道を整理されてるとかですね、海田の山の会な
んかもそういうことでやられておる団体なんかもあるんですけれども、広くどんな団体
でもですね、対象に出すもののなのか、あるいはこれは町の関係のやるための材料なのか、
その辺ちょっと聞きます。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）これにつきましてはですね、任意団体の方が登山道に掲示をした
い。例えばこっち方面はどこそこだとか、急な坂道がありますよとか、そういった告示
的なやつをですね、手作りで行いたいという申し出がございましたので、町の方で材料
を買って、その方に設置して頂くというような方法とってございます。

○委員長（住吉）下岡委員。

○委員（下岡）制度があるということをですね、余りご存じない方が多いから、自費でやっ
たりされてるケースなんかが多いんで、これはそういうことでですね、そういう説明を
しても、そういうふうなやって頂けるのであれば、積極的にでもですね、やって頂け
れば、対応しますよと、補正予算組んででもということではよろしいのでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）予算をどうするかというのありますけども、ご相談に来て頂けれ
ば、何らかの対応はできるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。崎本委員。

○委員（崎本）串掛林道の木の伐採のことですが、私は同じ予算組んむんならね、まあ、下の方の草刈りやどうのこうのじゃなしに、大きな木があるんよの、大きな木なんか切らんかったらね、これが雨や風で揺られたらね、再々あれは真砂土じゃから。揺られてね、根っこ張ったらそのまま地すべり起こすんよ。そういう箇所が今まで、それが原因で地すべり起こしたところはいっぱいある訳よの。ほうじゃけ今ね、わしは町の土地だけじゃなくて、今民間の人でもちょっと切らせてくれいうたらね、どうぞどうぞ切ってくださいって、木切ったらいけんいうようなものはない、えっとおらへんよ。わしが知った限りで一人ぐらいしかおらんよ。だから私は、あんたら笑いよるがほんまよ。大きな木が揺れてね、でもそれが根が張るとるけそれが地すべり起こすんよ、真砂土じゃから。ほいで通行止めになって、撤去費用の方がよっぽど高いから。そういう対策をね、早急にやってもらいたいんじゃが、お金懸かるてもええんよ、通行止め再々するよりはね。皆さん喜ぶ思うんじゃが、どうですか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）以前、崎本委員の方からそのようなご提案を頂きまして、平成 28 年度、今年度から法面の伐採業務という予算を組まさせて頂いて、今、業務発注を既にいたしております。今後も引き続きまして、少しずつではございますが、法面のそういった大きくなった木であったり、なりそうな木を伐採をして、適切な法面管理に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）林業振興費の 3、ひろしまの森づくり事業でございますが、先ほどのご答弁を聞いておりますと、今年度で遊歩道とかじゃなくて、元々の放置林とかの政策転換といいますか、それが使える項目を変えるという説明されたんですけども、そういたしますと、もう遊歩道の整備は海田町域では全部終了しているのでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）遊歩道の整備につきましては、これまで森づくり事業の財源があてれたのが、あてれなくなるのでやるとすれば単独費でもってやるということになるかと思えます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）今回も予算計上されてます、13、放置林調査業務委託料、放置林整備業

務委託料は、来年度からでもこれは適用できると私は判断したんですけど、それは違うんでしょうか。

○委員長（住吉） 質疑の意味分かりますか。何が適用できるのかがちょっと分かりにくかったので、再度質疑を願います、西山委員。

○委員（西山） 先ほどのご答弁によりますと、遊歩道整備はもう今年度で終了するという形で、今回予算計上されております、13 の放置林調査業務委託料、放置林整備業務委託料は、来年度の予算計上で可能ではないかと私も説明を聞いて判断したんですけども、このことも本年度で来年度からは、この計上予算には入ってこない事業なんではないでしょうか。

○委員長（住吉） 暫時休憩します。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。西山委員。

○委員（西山） 平成 29 年度からはもう遊歩道整備は終了ということで、今回平成 29 年度はこの 13 の放置林調査業務委託料と放置林整備業務委託料しか予算計上ができない政策になっているんですね、それですと。

○委員長（住吉） 都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩） はい、これまでは森づくり事業の中で、先ほど宗像委員が言われたような間伐もオッケーでしたし、遊歩道整備して山に親しんでもらうという目的もオッケーでございました。しかしながら、来年度からは、その遊歩道の部分が森づくり事業では適用が不可になるというの情報も入っておりますので、来年度につきましては、間伐を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（住吉） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、次にまいります。138、139 ページ全てです。質疑があれば許します。兼山委員。

○委員（兼山） 水産業の振興事業ですが、これ、28 年度と比較すると、金額上がってるんですが、単純にこれかき業者が増えて、いかだが増えて、船が増えた感じでよろしいでしょう

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、ちょっと細かい話をしますが、かき養殖共済事業補助金、これは2名から3名に増えております。それからその下、漁船保険船主保険、これが5名から各々、5名から7名に増えてございますので、その分がアップしております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○委員（前田）船主保険、まあ漁協、こういうことじゃろうけども、ちょっとよからんこと言うけどね、業者が全部こうどんどん減つとるっちゅうんかね、それでね、特にこの海田漁協、去年から今年度、随分、いわゆる準組合員で入れたいうのがあるが、本来この、今の話だと5から7とかいうのは、正組合員の話をしてるんだと思うがね、それが、普通でいくと正組合員いうのは、どういう言えばいいんかの、先祖からやっとなのが一般的なんで、途中から増えるいうのはあり得んと思うよ。その辺が、把握してるんかどうか、要するに先祖じゃなしに、引き続きじゃなしに、新しい人がなつとるんかいうことを言いたい訳よ。ちょっとその辺をまず先に確認したい。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）えーとですね、この中身について説明しますとかき養殖はいかだに対する保険をかけておられます。それに対する補助を出すという格好になっておりますので、保険の加入者に対して補助金を出すというたてりになってございます。1人増えたのは、家業を継がれていたという事情がありまして、1人増えたものでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）増えて、振興じゃけええんかも分からんけども、このね、もしこれ、何が言いたいかいうたら、運送トラック業者は車の保険は全額自分なんよ。んで、この船の分はね。それほど、どういうんか、町の発展、振興に繋がっとらん。水産は振興で、名目そうなんかも分からんが、船主の保険は船主で持てって言いたいんよ。ほいで、額にしても、これしれとるじゃろ。7名もおってから1人が何ぼ、7,000か8,000円か。そういうことなんじゃけども、何でこれだけが町持たんといかんのかいうのが言いたい訳よ、補助言うんか。トラック運送業者は全部自分が持つとる、もっと高いトラックを。それは、その辺の考え方、自立していきなさいと、いつまでもいつまでも、これ船主保険でもそうじゃが、えらいね、多分、船主いうたら5から7いうたら7名おることじゃろうけども、当たり前の漁船保険だと、どうだったかの100万円ぐらいの漁船保険だとおそらく4万円ぐらいは掛かると思うんじゃが。そこらがなんか知らんがね、ほ

んまにつまみ銭みたいな感じじゃと、本当に振興するだけのお金になってないということ
いたい訳よ。何かのんべんだらりと過去の慣例みたいなんで、つまみ銭を出しとるん
じゃないか、その辺もあわせて。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）まず、この漁船の保険についての補助金でございますが、国が9
割ほど補助出しておりますので、残りの1割について、町が負担をしていくというこ
とで予算を立てさせて頂いております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）昨年もこれに対する質疑をしたと思うんですが、2名から3名、増えたと
いうことになっておりますけども、これは海田町で作業場がある業者の方、あるいは、
海田町に住居を置く業者の方というふうにとれるんですが、海田町には作業場ないです
よね。はい、ではお願いします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）作業場は海田町にはございません。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）そしたらね、やはり、海田町にとって、先ほど話が出ましたけども、かき
の特産ね、海田町の特産を協力するとか海田町もその話をして補助を出してるんだか
ら、少し協力をせいとかいう話でないと、ただ、国が9割出してるから、海田町1割だ
からいいじゃないかという話ではないと思うんですよ。もう少しやはり、ここはここは考
えて業者の方にお話をしながら、海田町の特産を考えてみてくれとかいう話をしながら
協力していく。そういうことで補助金を出すっていうんなら、理にかなう訳ですよ。業
者ってもう海田町にはかき打ち場であるとか揚場ない訳です。全部船越町なんですよ
ね。そのあたりを去年もその話私はしたと思うんです、この予算委員会で。振興になっ
てない、そういうふうに感じるんですけども、どうですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、まずこの補助の採択要件でございますが、海田市漁協に所
属しており、海田町に住所を有する者という規定がございます。ですから、新規に入ら
れた方は、従前から海田市漁協に所属し、かきいかだを持ち、生業をされておりました。
たまたま跡を継がれたということでございまして、その方が海田町にお住まいというこ
とで採択要件にありますので、1人増えましたということで増額になるものでございま

す。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）規約ということでね、仕方ない部分があるかも知れませんが、この2名から3名、先ほどいうた2名から3名増えたということは、もう一度説明してもらえますか。業者が海田町に在住してますよ、住んでますよ。その子どもが、それは跡継ぎましたよっていうことのね、人数に当たる訳ですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）細かい話をしますと、これまでも、かきの養殖業はされとったようです。たまたま代替わりということで、あとそのかき殻を継承したということで、かきいかだの保険加入者の名前がお父さんから息子さん変わった。んで、その変わった息子さんは海田に住んでおられるということから、採択要件に合うということになりましたので、1人増えるという形になると思います。

○委員長（住吉）宗像委員、じゃない、桑原委員。

○委員（桑原）特産のかきをね、どうやっていくんかという話がさっき質問しましたが、でも、質疑しましたが、その答えがなってないんですけど、

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）かきということになりますが、これに限って言いますとかきの養殖でございまして、かきといたらやっぱり広島ブランドで、県全体として売り込んでいる商品とは思っております。そういった中で海田町がその中で、こういった差別化をもって今後、特産品としてできるかというのは、町全体としてですね、今から研究の方はさして頂きたいと思います。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）町長盛んにね、海田町の特産ということをおっしゃいますね。かきせんべいとか、ね、例えばそういったってある訳ですよ。それを海田町の方で発信をしていく、町の方で発信していく。それで、業者と一つのアイデアを出していくということも一つの方法ですよ。カキを作るいうたら、カキのむき身であるとかかき殻であるとかだけじゃない。かきせんべいってある訳ですから、そういったことも考えて、考えてなかったでしょ、考えていかなきゃいけないと思うんですね。どうですか。

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）はい、特産物となってきますと、どうしてもちょっとよその部と連

携するような形になりますので、そこは企画部の方と一緒にですね、海田町の発展のためにこういったことができるかというのは今後研究の方はさせていただきます。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほど、建設部長からもありましたけれども、特産品づくりにつきましては、企画部が取り組んでおります。建設部とも連携をしながら、特産品づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（住吉）桑原委員、じゃない、宗像委員。

○委員（宗像）今説明の中で国からの補助が9、9割出る、これ、特定の財源入ってないということは、この方9割のお金っていうのは直接本人の支払われるんですか、それとも、となると、この船首保険等のあれが約10倍になるから33万ぐらいの保険料で、トータル的な33万ぐらいの保険料になるということなんですが。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）細かい仕組みはちょっとよく分からないんですが、国から直接本人に補助金おりておるものというふうに考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。飛びまして、142、143ページ、土木費全てです。次があれば許します。桑原委員。

○委員（桑原）下の4番、建築物土砂災害対策改修促進事業ね。予算が75万9,000円ですが、災害があったときにこの件数、この金額で済むのかどうか。何件を想定しておられるのか、まずお聞きしたい。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、こちらの事業は、この度、指定される土砂のレッドゾーンの中の既設建物について改修工事をする際の補助金ということで構えさせて頂いてるものでございます。ただ、初めての制度でどれぐらいの需要があるかというのが正直読めませんので、まずは1件分を上げさせて頂いております。しかし、しかしながら、反響等によりましては、補正予算等を検討させて頂きたいと考えております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）そこが聞きたかったんですね、補正予算であるんならいいけども、来年度の予算がないから回してくれということのないように、しっかりと対応して頂きたいと

いうふうに思います。建設課長。

○建設課長（木村）はい、住民の皆様のそういったご要望には極力添えるようにに努力して参ります。

○委員長（住吉）はい、他にありませんか。西山委員。

○委員（西山）土木総務費の3、住宅建築物耐震改修促進事業でございますが、その19の木造住宅耐震改修補助金440万今回計上されておりますが、平成28年度の当初予算で計上されてる金額は120万でした。この間の補正で、この120万円全額、全額補正になっている訳です。そういたしますと今回の440万円の積算根拠、それだけの要望があるというのをお示してください。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、西山委員ご指摘のとおり今年度につきましては、中々この制度のご利用というのがなかったというその反省に立ちまして、来年度から制度を改めるということで、全員協議会の方でご説明をさせて頂いたところでございます。で、新しい制度については、極力住民さんにご利用して頂きたいと考えております。この440万円の内訳でございますが、まず、耐震改修、一般改修と申しますが全体を一度に改修するものが上限が60万円で5件分、あと段階改修というの今回新たに作っておりますけれども、2段階に分けて施行することができるというものでございます。1階部分だけを今回するというの想定したものが上限額40万円で2件分、考えております。最後に、耐震シェルター、シェルターというものも今回制度として組み込んでおりますが、上限額20万円で3件分を考えております。以上で440万円で、町の今回のこの制度改正について住民の皆様にご活用頂ける、思いを込めて、今440万円の予算を計上させて頂いたものでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）そういたしますと、この中でシェルター、設置したいという要望はあると判断しているんですけども、いかに周知徹底するかっていうのが課題になってくると思いますが、平成29年度どのような周知方法なさいますでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）まず、今年度も予算通さして頂くというのが大前提でございますけれども、通った暁には広報はもちろんホームページ、フェイスブック考えられると手法はですね、考えて極力広く皆様にまずは知って、制度を知って頂くということに力を注い

でまいりたいと考えております。

○委員長（住吉）多田委員。

○委員（多田）はい、耐震シェルター今回予算組をして頂いて、大変嬉しいんですが、とりあえず2件分、20万で2件分というふうにお聞きしましたが、3件分か、これはPRすると非常に安いもんですから、安いのだったら30万ぐらいであるんで、これはいいなということで、どんどん申し込みが来るかも分かん。それが1番ベストなんだけど、そのときには一応、来た分については、補正予算で対応して頂けるのか、若しくは来年、その次の年に回すのか、そこをお聞きします。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、こちらについては補助金も導入可能なものでございますので、できれば補正予算で対応していきたいと思うんですけれども、特定財源の確保がどこまでできるかということもちょっとございますので、その辺を勘案しながらちょっと判断をさせて頂きたいと思っております。ただ、この予算の枠内でまずはできるだけ当初説明した想定ケースにとらわれずに、回せるものは回して、極力執行していきたいと考えております。

○委員長（住吉）多田委員。

○委員（多田）それでね、やっぱり、先ほど西山委員も言われてるPR方法よね、やっぱり。これ、耐震シェルターってなにっていう方がたぶん多いと思うんですよ。そういった意味でのPR方法と、あと申請方法とかいろんなことがあるんだけど、それについてのPRをホームページとかそういうぐらいじゃあ中々、特に今回これを提案させてもらったの年寄りのひとり暮らしの方が、対象にしてほしいんだけど、そういった方へのPRっていうのを、これもちょうと考えんと、フェイスブックとかホームページじゃあ中々難しいと思うんで、海田広報にもそりゃ入れられるんじゃないだろうけど、そのほかにも何かこう自治会にお願いして回覧回してもらおうとか、そういった部分、まず耐震シェルターの説明と、より補助金の説明をして頂きたいんだけど、どうでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○委員（多田）おっしゃられるように耐震シェルターについては高齢者の方が対象になるかと思っておりますので、まだちょっと、直接担当課長とは協議はしてないんですけれども、福祉保健部と連携しながら、何かしらの手続、方策がとれないかというのを一つ考えております。また、耐震改修の方については、職員の方で直接その耐震性がなさ

そんな建物の方にポスティングをすとか、そういう直接的な周知というのも今考えておりますので、職員の足を使ってですね、できるだけ広く周知する方法っていうの考えてまいりたいと考えております。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）先ほど改修、シェルターを作るか、何作るかは別として、2階に分けてやってもいいよ、1回目は40万出しましょう、こういうことなんじゃが、例えばの話が4月5月に一回目やるよ、12月ごろに二回目やるよ。だから、2回目の分は何ぼ出るんか、例えば40万また出ますいうたら、それを全部やるたら60万円なんですけどもこれ80万円でることになっていく訳じゃがの、言うとの意味が分かるじゃろうが、2回目はなんぼ出るかというのをまず一つ聞きたい。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）家1棟については上限が60万円になります。従いまして1回目は上限は40万円なんですけれども、その40万円を1回目を使えば2回目は20万円いう考え方になります。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。144、145ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。146、147ページ、全部です。質疑があれば許します。

前田委員。

○委員（前田）真ん中の方に、道路台帳の整備をどうやら委託する、修正業務の。よう分からんけども、まず事業内容から聞こう。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、毎年度新たに開発行為等で町道帰属した場合であるとか、建替えの際にそのセットバックで道路寄附又は買収させて頂いた道路が、広がるケースがございます。それらについて年度末に台帳の方に反映をさせるための台帳の修正業務でございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）前から何か知らんが委託、委託、委託っていうの、そこにそれなりの図面がある訳よ、簡単な言い方すると確認申請の配置図、道路があつて、敷地があつて、後

退線がそりゃある、の。それを道路に編入する、まあどういふか、地目変更するかどうか知らんが、地目変更するいうてもこれ職権できる、銭はかからん。線の位置を変えりゃ何でもない。こんなもの一つ一つ委託して、これなんか、何ぼか知らんが委託料じゃけ銭は載ってないけどね、できのんか、何でもかんでも、昨日も言うたが、あれも委託、これも委託。つれない言い方すれば、あんたら何のためにそこに座っとんかいうようなこと言いたい訳よ。道路台帳修正、そこに、例えば海田町の白地図がある訳じゃけ、その部分だけ線を引いて、蛇が卵飲んだように膨らすのか、そんなのいちいち業者に委託せんにゃあできんのか思うての。何か知らんが住民課やら他のとこでやかましく言うたら、いや、今頃パソコンやらコンピューターに入れるけできんのじゃ言う、おかしいのう、業者がパソコンつこうてあれこれできるのに、あんたら職員もどこの大学でパソコンを、今頃は小学校からならうとるのに、なんでそれができんのか、結論から言えば、なんで職員であれもこれも委託せんにゃならんのか、こういうこと言いたい訳よの、その辺はどうなのか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）今限られた職員の中で、事務処理をこなさせて頂いておりますけれども、職員が直接やれば、効率的なものと業務委託をした方が効率的なものというのが一つ判断としてございます。この道路台帳というのはただ単純に図面だけを修正するものではなくて、最終的には交付税のための基礎資料となります、道路面積であつたりとか、幅員であつたりとかそういう統計資料を作成して納品をして頂くということになりますので、それらの集計作業等にはやっぱり非常に労力を要します。職員がやることで、人員を増やしたり、残業時間が増えたりとかいうことを考えますと、委託をした方が効率がよいという判断のもとに計上させて頂いてるものでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）その辺がわしが分らん訳よ。例えば、去年までか今年度まででもいいし、なんでもいいよ。1,000 平米あるよ、道路がの。んで、今年後退線で 10 平米増えたよ。今頃それぐらいのもんなら幼稚園の子にね、計算さしてみい、の。何も小学生でのも幼稚園の子でも計算するよ。それが委託委託やるから気に入らんと言うとるんで、別に後退線を線引くのは、前にもやかましゅう言うた、ね、農道か何か拡張するのに、このどうやらするけえできんのじゃいうて、できる訳なからう、最初 1 メーター後退して、3 メーター道路を 4 メーターにしますよ、業者がよっぽどうまいこと測らにゃ 1 メ

一ター広げれる訳ないじゃない。実際工事したら、1メートル1ミリになっとった。あるいは、99センチ9ミリじゃった。確定測量は後でやれ、こんなものできた後での。だから実際は確定測量したら、1メートル1センチ、1メートル1ミリの拡張じゃと、ならあとの計算は誰が考えたって、10平米増えるの、計算は違う、言葉のあやでいうんじやが11平米になりました。あとは幼稚園の子に足し算させりゃええ。どうも効率がええじゃ、これははっきり言うて気に入らんから言うとりんよ。あれも、これも、これも、とにかく住民課からでも、まあ住民課のしわ寄せまで建設に持って来ちゃいけないかも分からんがの、ちょっと職員でそれぐらいのことは、年間、ほいじゃあ、ついでに言うけども何件あるけそうやって委託せにゃ手が回らんのか、こういうふうに切り替えて言うけど。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）具体的に、中々何件あったらというようなお答えしづらいんですけれども、今年度だけでも、道路の寄附とか新たな道路認定等含めると、20件弱あったと思います。委員ご指摘のとおり、今後そういった業務委託に出すものがよいのか、直接職員がやるべきものがよいのか、その辺の業務委託の発注に当たっては、適切に判断をしてみたいと考えております。

○委員長（住吉）ここで皆様にご協力をお願いしておきます。各委員の皆様、質疑は原則一問一答形式により、回数に制限はございますが、ございませんが、簡潔に行って頂くようお願いいたします。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次まいります。148、149ページ、質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

はい、次まいります。150、151ページ、質疑があれば許します。大江委員。

○委員（大江）町道2号線の畝二丁目地内の歩道改修事業ですが、これは今まで50メートルで2,000万円で大体組んでたんですが、この度はたぶんこの設計図の説明書見ましたら、40メートルで3,000万円になっているのは、今までは法面の下に、古道を作らなくてもよかったから2,000万、それとも今の工事は、わざわざ川の方に歩道をつけてますけれども、その予算でこういう3,000万という予算なんでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）委員ご指摘のとおり、残りの区間につきましては川側に一時的な遊歩

道を退避させるためのスペースと、あと工事用の作業ヤードを造らなければなりません。
その仮設のための、工事費が増えて 3,000 万になったものでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）次の町道 2 号線整備事業でこれ、用地買収費と購入費、報償費、今年度、
予算未執行で減額されてます。これ、見通しが立ってて、再度予算を上げられたんかど
うか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、ここに計上させて頂いたものについては、事前にご協力を頂け
る意思確認は行ったものでございますが、万が一交付金が見つからない場合には、進度調整
も起こり得るということをご説明した上で、予算計上をさせて頂いております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）ということは、多分予算交付金が付かんかったらしないということだとは
思うんですが、これ進めるのは別に私構わないし、必要だと思うんですが、1 番肝心の
ネックの J R の方。要はなんぼ周りを拡げても J R の方が、首が締まってる、結果的
に蛇が蛙飲み込んだ格好になって、意味がないと思うんですがその辺について、ご説明。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、J R に対する踏切の改良というのは、県内でもかなりの数が出
ております。その中で J R さんが優先順位を定める一つの方法といたしますか、考え方が
その踏切の前後で既に歩道がある、っていうのが大きな優先順位を上げるポイントにな
っております。従いまして、町としましては、まずは J R さん以外のところの歩道整備
した上で、J R さん、もうやらないとだめですよというところに持っていきたいという
作戦を考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）同じ町道 2 号線の瀬野川西踏切整備事業でございますが、すごく町道拡幅
して、住民の皆様が通やすくなるための整備事業で大変重要でございますが、当初予
算のときに、13 の移転補償費再積算業務委託料がちゃんと入っておりまして、今回の補
正のときには、減額 2,160 万のときには、そのことも消えて 17 と 22 だけが対象になっ
ておりました。しかし、今回 29 年度の当初予算におきましては、また移転補償費再積
算業務委託料が入ってきてるんですけども、その意味ですね、お願いいたします。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、毎年度その買収する際の積算単価というのが変わりますので、どうしてもその契約する前に、最新の単価で積算をし直して、相手方にその補償金の金額を提示する必要があると思いますので、毎年度毎年度そのような業務が出てくるものだと思います。

○委員長（住吉）ここで皆様にご協力をお願いしておきます。質疑回数に制限はございませんが、簡潔に行って頂くようお願いいたします。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。152、153 ページ、質疑があれば許します。佐中委員。

○委員（佐中）簡潔に。J R の高架事業で負担金、事業がストップしとるのに負担金を保留という形にするのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、事業はストップしておりませんので、保留という考えも今のところございません。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）じゃあ具体的に事業はどのように進んでおるのか、お尋ねします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、今、我々が県から聞いておるのは、これまで示されたスケジュール、それに變更ないというふうに今のところ聞いておりますので、今後、事業が進むものというふうに考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）原案はまだ、現在しておる訳ですねえ。見直しというのは、まだ進行していない訳ですよ。そういう面で見れば、この負担金は、いろいろ都市計画街路の負担金もあろうし、J R 高架事業の負担金もあろうし、それに関連するところもあるんですが、具体的にどこが進んどるからこの負担金を出さないかんのか、お尋ねします。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）今、県から示されております予定といたしましては、鉄道設計という部分に 893 万 4,000 円、これが大半のウェイトを占めておりますので、鉄道の設計作業ということになるかと思います。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）もう一度お尋ねしますが、じゃあ見直しをするための負担金になっとるん

ですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）見直しではなくてですね、27年6月にですね、4者合意でもって見直しの方向性という提案がございましたので、その案を推し進めるための設計というふうに聞いております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）それ、見直すための負担金じゃないですか。27年度に4者が合意したと、それを含めて、原案をじゃあ除いて、その負担金は、その見直しのための費用というふうに今説明があったが、最初の答弁と違うんじゃないですか。

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）私どもの説明はですね、今言うた負担金というのは4者合意をした案を基に設計を、それを基本に進めるというのが地元説明会でもちゃんと言われているので、それに関わる設計に関わる負担金でございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）答弁しにくいかも分らんが今の続きね。これ、船越部分また見直す言いとるんよの。無駄じゃないかっていう。それとついでじゃけ言うが1番下の都市計画街路、これどこの都計道を見直すんか、こういうことです。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）見直しのことについてお答えします。現在、都市計画道路の見直し作業というのを発注し、業務を行っているところでございます。それは、連立に絡む関連街路、それから平成24年に出した、海田町の方針、それらをあわせて海田町の都市計画道路をどのように構築していくかというのを今練ってございます。で、今、県から示されておるのは30年度の前半に都市計画決定の変更を行うというふうに示されておりますので、そのタイミングに合わせて、海田町が策定した都市計画道路の見直し案もそこで都市計画決定をしていきたいというふうに考えておりますので、その都市計画決定に係る事務の手続が必要になりますから、それに関する図面作成費、これを計上してございます。

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）それでは、連立のことは私の方からお答えをさせていただきます。今議員の方から見直し案を見直すという発表があったということが、ご指摘がございました

が、それは確かに新聞報道ではそういったことが書かれておったかと思いますが、県知事の記者会見、市長の記者会見を聞く限りでは、そういったご発言はない。見直し案を現在の4者合意の見直し案をもとに、地元の理解を図っていきたいということをはっきりおっしゃっておられますので、見直し案を見直すということはちょっと違うのかなという具合に考えております。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）そのね、広島市が見直す言うとりんじゃけえ、無駄な金を突っ込むようになる。まあ深く言ってもしょうがないが。ちょっとこれ執行に当たって、やっぱりちょっとね、考える、一考すべきじゃろうと思うんだが、広島市の動向を見て、知事が出せ言うたけえつまみ銭で出すんじゃ、そうじゃなしに、実際に広島市で指令が出たじゃないか。知事さんちょっと待ってくれと、それぐらいの考えはどうなん。

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）広島市、県の基本的なスタンスは先ほど知事の記者会見であったのが基本的なスタンスであると考えております。ただ、私どもの方もこうしたいろんな新聞記事が出てですね、色々な噂話が飛んでいる状況でございますので、4者で集まる会議というのが、推進協議会というところがありますので、その開催を私どもの方が県に要請しておりますので、そちらの方で直接、具体的な話は聞いていきたいという具合に考えております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）手短に、1番下の都市計画の見直し事業、これ今、今年策定しておるということを申し上げられ、説明受けたんですけれども、平成30年度の早い時期に決定するのに今、こんなに早くから資料を作る必要があるんですかね。もっともっとその中身を詰めるが先じゃないでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、中身につきましては、委員おっしゃるとおりでございます。

今、検討の真っ最中ではございますが、それと並行いたしまして、30年度前半の都市計画決定の変更に向けた地元説明なんかの前さばきが必要になってきますので、そこらに提出する資料を作成するというふうにご理解ください。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）逆にもう既にこの資料をここで作成するということは、もう、執行部とし

ては都市計画の変更内容、腹くくって決めているという判断しか取れないんですが、本来であれば、こういう中身を議会にも説明してこういうふうに予算組みますよというのが本来ですが、その説明なしでこれを持ってくるということは、もう腹決めということでもいいんですね。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）もちろん、変更の内容はですね、皆さんにお示しして初めて成立するものだというふうに考えてはおりますけども、他方では、連立の都市計画決定の変更が30年、繰り返しになります。30年度前半、いうスケジュールが今示されておりますので、そのスケジュールに合わせるため、すなわち、29年度は連立関連街路に関しての都市計画決定の変更になるんじゃないかというイメージを持ってはおりますが、詳しく決まりましたら、皆様にご説明をしたいと思います。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）暫時休憩します、再開は13時ちょうど。

~~~~~○~~~~~

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。この際、町長より発言を求められておりますのでこれを許します。町長。

○町長（西田）午後から副町長は私の代理として、県知事と県内の市町村長との会議に出席をさせております。委員会を欠席させていただきますので、よろしくご了承のお願い申し上げます。それでは建設部関係の審査を続行いたします。次、154ページ155ページ全部です。質疑があれば許します。佐中委員。

○委員（佐中）一般質問のときに、駅前の区画整理事業のことで、将来どうなるかと問頂しましたところ、町長は、面整備で再開発ではない、という答弁のもとで、私ども納得もできないし、今からどうなるのかというのがまあ心配がございます。私準備してきたんですが、こういう写真、これは町が作ったもの、下は商工会がね、絵を描いておる訳ですが、こういうイメージ図をみんなに発表してね、今になって平地で何にも見通しがないうのは、町民に対して、あるいは議会に対しても、全く雲つかむような話で、全く

将来のことが見えない。私の想像では、これが済んだら広島駅の北も南もあるようなそういうまちづくり、似通ったことができるんじゃないかというように期待をしておったんですが、全くそれが答弁で返ってこない。ここに上げとるこういう区画整理事業のもつとで、債務負担行為や、あるいは、継続でやっておられることはありますけれども、実際はどこまでどう進んでるのか。2地権者ですね、どういうまちづくりが将来見込まれて、大体いつごろ発表できるのか、お尋ねします。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、昨日も現場視察の際にご説明をさせて頂きましたが、今両地権者さんの方で、共同で事業の方が実施できないかというご検討をされておるところでございます。具体的にいつそれが公表できるのかっていうところについては、当事者の方で発表されておりませんので、私の方からもちょっとお答えしかねるところではございますが、町といたしましては、議員ご指摘のとおり、町も町民も高い関心を示しておりますので、できるだけ早い時期に公表して頂けるようお願いをしておるところでございます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）一般質問の中の答弁にも、今も課長の答弁と共同でと言うと、千葉さんとJRさんと、どういうん、建設会社みたいに言うたら、ジョイントなんか言うんがあるじゃないですか、そういうなんでやるのかどうか。例えば、そういう企業体みたいなもの作ってね、やる方向で今話が進んでるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）あくまでもまだ何も決まってないという前提での、今の状況ということでご説明をさせて頂きたいんですけども、おっしゃられるように、1事業者が、お二方の土地を借りて一つのといいますか、一つの建物ですね、一つの計画を立てられていると、まだ両地権者さんがそれに合意をした訳ではないので、絵が表にも出せませんし、いつというのが中々ご説明できないという状況にあると伺っております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）どうも納得しがたい、こういう図面をね、町と商工会が描いとるよね。町がこれ中心市街地活性化基本計画、大体話ができてからここまでね、進むのが本来の姿だと思うんですよ。ところが、進んでみて、しかもこれが、平成12年、下は平成7年で商工会が描いた。それ以前にも、海田町の総合基本計画の中に、イメージ図がいっぱ

い出てきたんよね。町民に対してはそういう説明をする、議会に対してもそうなんですね。だけでも実際にきてみたら、まだ何もない。どうなってるのかなというのがね。もう頭よぎっていけないのです。我々は、嘘を言う、嘘でもないけれども、正確なね、やり方で答弁やそういう計画がなされてないというね、もちろんＪＲの高架事業の３点セットで、区画整理事業と、都市計画街路があったんですから、それはもうやむを得ん問題も出てくる。だけれどもそのあとについて 91 億もね、つぎ込んでやろういうまちづくりでしたから、11 億になったんだけど、これらをここの図面描いてあったのはどう見ればいいのかちょっと説明頂きたい。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）佐中委員がお示しになられたへの上側は確かに海田町が中心市街地活性化基本計画という計画を策定のときに作ったイメージでございます。その計画の趣旨は、中心市街地寂れた中心市街地を活性化、まさに活性化させるためのもととなる指針を示す計画でございました。その計画の趣旨に基づいて列挙された事業を実施したら、最終的にそのような形での、まちづくりを進めたいというイメージを示す形で作らせて頂いたものと考えております。下段の方につきましては商工会の方が、任意でたてられたものと伺っておりますので、町としてはちょっとお答えのしようがないところでございます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）元々区画整理事業というのは曳家が基本であって、商業地と、あるいは住宅地、公園とかなんかそういうのがあるんですが、今回でき上がってみてですね、全くそれが位置づけられてない。地主さんの意向に全部任せるという方向で今来とる訳ですよ。そういうのは、もう初めからそういうなんはなかったんですか。換地部分とかね、あるいはそういう、整理に当たってですね、そういう部分はもうなってるのかお尋ねします。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）区画整理事業において、換地というのは従前と新しい土地の位置を決めるだけですので、ちょっとそこは将来の建物の利用動向っていうとは切り離して町の方で設計をして、整備をさせて頂いております、跡地利用については、先ほど来答弁しておりますけれども、地権者さんと協議を今まで重ねてきておりまして、町としては、賑わいの創出につながる施設をお願いしたいということで、協議をしておるんですけど、

概ねその方針に沿った検討をして頂けてると思っておりますので、町としては、そういう方向でご検討頂けてるのに、あえて町がそのイメージを示すというのもおかしい話ですので、一刻も早く、関係地権者の方々がご検討頂いて、合意した後に、早い段階で公表してくださいというお願いをしておるものでございます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）先から早い段階でという言葉がね、返ってきますけれども、早い段階、いつごろと想定すればいいですか、お尋ねします。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）今の段階でちょっと私の方から責任を持ったお答えがしかねるところでございます。そこはご容赦願いたいところです。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）海田市駅エレベーター管理事業の15、海田市駅エレベーター改修事業でございますが、昨年度も改修事業を行っております。そのときに、まず今回計上されてる予算の箇所は見つからなかったでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）今年度は南口のエレベーターでございます。来年度はこんな北口のエレベーターでございます。

○委員長（住吉）西山委員。ボタンお願いします。

○委員（西山）今回、地震が起こったときに、一時停止をしたエレベーターがあるんですが、それはどちらだったんでしょう。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、止まったことは分かっておるんですが、北口あったかい南口じゃったか、ちょっと申し上げれません。ちょっと今この場では、ちょっと分かりかねます。申し上げございません。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。岡田委員。

○委員（岡田）地区計画事業で4,500万円土地の購入があるんですけど、どこを買われるんでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）安芸農協さんの北側に地区計画によって道路を造る予定になっております。今、店舗でいうとメインズサカイさんという方の事務所があるんですけども、

当初、今年度の当初予算ではそこを裏側の町道 14 号線までを一括して買う予定にしておったんですけれども、交付金をつかないので、町道 14 号線側のちょっとう、建物がちょっとここ壊れかけてるといいますか、あちらの方を 1 軒買わさせていただきます。で、来年度はそれ以外の残りを買うことを想定して予算を上げさせて頂いております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。156、157 ページ全部です。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）中店小学校線これまた予算組まれとって、事業用費と両方組んでおられますが、来年度で用地買収が終わるのでしょうか。終わるのであれば、いつ開通予定なのでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）用地の方につきましては、来年度で完了させる予算を計上させて頂いております。それから、完成についてでございますが、平成 30 年度の工事を現在見込んでおります。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）158、159 ページ全部です。質疑あれば許します。西山委員。

○委員（西山）海田総合公園改修事業の 15、海田総合公園せせらぎ広場ウッドデッキ改修事業でございますが、現地に行かせて頂きまして、一部だけを今回撤去した後新設をすると、あと撤去後、今予算がないので、検討ですという、説明がありましたけれども、こういった公園は、町債を起こしても一気に整備した方が、より利用者にとって有効だと思いますけれども、そういった考え方はないのでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）理想的にはそういうことになろうかと思いますが、限られた財源がございますので、その中でできる範囲の作業ですね、来年のさせて頂きたいと考えております。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）借金をする財源がないという考え方ですけども、借金が増えると交付税の加算とかが変わってきて、反対に、将来比率が低いと、そういった交付が少なくなると

いうデメリットもあると思うんですけど、利用される方にとっては、やはりあんないびつな形で、整備されるよりも、ちょっと予算がかかるとしても、どういうんですが、工事ができないならまた別なんですけど、職人がいないからこう分けましたって言われるんなら別なんですけど、財源確保のためって言われるのであれば、一考が必要ではないかと思えますけど、その点はどうでしょうか。

○委員長（住吉）財政課長。

○財政課長（吉本）まず初めの交付税措置のある起債を活用すればいいのではないかいという点については、公園の一般の改修部分については、交付税措置のある起債が今のところメニューにないという状況で、交付税措置のない起債のみという状況でございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。岡田委員。

○委員（岡田）公園のことなんですけれども、私たちがアンケートをとって、その中で1歳2歳の子どもたちが遊べるような遊具を造ってほしい、という意見があったんですけど、まずこの公園にそういうふうな遊具がある公園というのはどれぐらいあるんですかね。

○委員長（住吉）暫時休憩します。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午後1時16分 休憩

午後1時17分 再開

~~~~~○~~~~~

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。執行部の答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（久保田）実際にどれだけの数かちょっと分かりませんが、皆さん小っちゃい子ども連れて行かれて頂ければですね、それなりにちゃんと楽しんで頂ける施設の方はご用意はしております。

○委員長（住吉）岡田委員。

○委員（岡田）若いお母さんなんですけども、そういうのがないから多分それは作ってくれということなんです。そういう要望があって、あと未就学児をたっぷり、十分に遊ばせたいので砂場を造ってほしいというふうな意見があるんですけども、要望があるんですけども、こういうふうなことができる公園かいうんか、そういうふうなものはどれぐらいあるんでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）砂場だけの限定で答弁させていただきますが、町内の公園に砂場があ

るのは、曙公園だけだったと思いますが、どうしてもですね、砂場に動物が糞尿するというふうなことがあってですね、衛生面で芳しくない状況が続きましたもんですから、砂場はどんどんどんどん提供する方向で今来てます。曙だけは地元の方が管理をされるということで、相変わらず残っております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○委員（前田）まとめて言うが、公園の管理がここがええんかどうか分らんが、わしからいえば、作らんでいいドッグランを作ったためにの、13:12:03～を管理する、草むしりとかなんかしての草取りができんじゃあ。それから、管理する以上まあ、委託しとるんじゃけん、1か月に1回ぐらい川の水を汲んで撒け、ポンプで。来た人に本当はちょっとやらせということにはなっとるんじゃろうが、ついとって、おい今あんたって言われんじゃろうけえの、本当は言えば一番ええんじゃろうが。バケツでコップ一杯ぐらいかけてあげて希釈倍数からいやあ話にはならん。だからその対策を何かないか。ついでにもう一つ言うとか、冷凍冷蔵庫というのは、あつこの人のために使うんなら、そこに組合というかあれに買わしゃあええんじゃが、うちが、何かいの、どういうことかいの、これちょっと説明。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）まず、ドッグランの方についてお答えします。現在の管理体制は朝昼晩の巡回をお願いしております。その中で、糞があれば撤去してもらい、臭いがすれば現地にペットボトルを行っておりますので、希釈をする、先ほどの言葉ではちょっと足らんじゃないかというのがありますが、とりあえず希釈をするという対策を今とってございます。それでも不十分であればですね今後その先ほどご提案頂いた水を大々的に撒いていくとか、場合によっては砂を交換するとかっていうような方法を今後検討したいというふうに考えております。それから2点目の冷蔵庫でございますが、現在、管理棟の中に厨房がございしますが、厨房の中に冷蔵庫を最初から備えておりました。それが経年変化とともにですね、壊れてしまいまして、交換部品もなくなったということで、ですね、今回冷蔵庫の交換をお願いするものでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）最初からあったから整備せにゃならんのかどうか知らんが、そういういわゆる委託全部そういうのやっとなるんじゃけ、こっから先ははジュース飲むんか、氷食べるんか知らんけども、あんたらで買ええや。年間1,000万も1,500万も払わずに。さっ

き言うたのが、もうそういう臭いいうのが事実で、ペットボトルもね希釈倍率が足らんのよ。だから、もう雨でも梅雨時みたいに降ってくればいいんじやが、そりゃむしむしするかもしれんが、どんどんどんどんそういうんでなんか定期的に散水、これも委託の中へ入れえ、どうかのと思って。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）ドッグランの件につきましては、散水して頂けるようにちょっと指定管理業者と協議したいと思います。最初の冷蔵庫についてでございますが、最初の契約の中でハードの整備はですね、町がするというふうなことがございますので、それに則って、ハードの方を交換をするということで予算を上げさせて頂いております。

○委員長（住吉）この際委員長より皆様にご協力をお願いしておきます。質疑は原則一問一答形式により、一問一答形式により、回数に制限はございませんが簡潔に行って頂くようお願いします。また執行部の皆様も、答弁は簡潔に要領よく的確に行うようお願いいたします。質疑があれば許します。崎本委員。

○委員（崎本）わしは今、都市整備課長の答弁は、わしはちょっと気に入らんのじやが。なぜか言うたら、ドックラン造るとき、犬こうちよる人のマナーじゃから、きちっと看板立ててマナーを守ってくださいと、きちっと看板建てときゃそれで済むことじゃないんですか。糞と尿の始末はいうてきちっと看板建てて、分かりやすく書いて、これに違反した場合は使用禁止というてきちっと分かるように、赤でもこう引っ張ってでも分かるようにやったらどうですか。何でもかんでも散水するじゃどうのこうのって、それ駄目だったらまた考えなさいよ、どうですか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）まず最初の看板の件でございますが、現地に看板の掲示しておりますし、使用の前にですね、そういった諸注意はさせて頂いてはおりますので、その部分だけ警告といいますか、そういう看板はちょっと検討してみたいと思います。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）それがマナーじゃあて書いてあるんじやが、守られんからなりよるじゃろうが。だからそこを重点的に注意しなさいって、それができんのですか。守られるようないきちつとした看板をそれで分からんから、もうちょっと分かりやすいような看板を建てなさい、それで駄目じゃったら次の方法考えなさいというのがそれが分からんの。わしだったらそうするがそういう考えはないか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、マナーの啓発についての看板は建てたいと思います。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）最初からそう言いなさいよ。次の冷凍冷蔵庫の分じゃがね、もう最初からやってある言われるんじやが、今の管理者のね、あなたのしっちよるかしっちよらんかどうかわらんが、元々自動販売機があったんよ。それじゃあ利益が少ないから、自分らが業者を連れてきて、の、みな元の分は撤去して、業者を変えて新しい分が付けてあるんよ。じゃから、これは元々冷凍冷蔵庫なんか、大きな備品じゃ言われるが、年間契約をしておるんじやから、これはあなた方がどうにかしなさいと、いうぐらひは私は言ってもええ思うよ。どの程度の冷蔵庫かわらんが、うちも業務用の大きな冷蔵庫こうちよるんじやが、ね、冷凍と冷蔵庫があれあるような、大きな。60 何万もすりゃあせんで、低下が 200 万したもんじゃったら、80 万ぐらひよ、はっきり言うが。これらも言いなりじゃないじゃから私が言うのはね、きちっとそういう感覚を持って、やりなさいや、ほんじゃ都合ええ時はほんまよ、あんた知っちゃあへんのんじやがの、もとからあった、海田がやったか業者決めてやられたかわらんのじやが、簡潔にの、自動販売機がいっぱいあったんでしょが、あれじゃみな利益が少ないいうて撤去して、自分が好ましいとこに連れてきてからに、みな買い替えるんよ。それはそうやととるの、それじゃけ消耗品は自分とこでやりなさいいうて、やりなさいよ。そういうことしとられるかしっちよられんか。それはもう簡単でええけ、はっきりとさせてください。気がなかったら、そういう気がなかったらいいよ言うてください、あと考えます。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）冷蔵庫の件につきましては、基本協定の中に書いてございますので、予算計上させて頂きたいと思います。

○委員長（住吉）ほかにありませんね。桑原委員。

○委員（桑原）公園管理事業なんですけども、町長の施政方針ときも私話さして頂いたんですが、北口の公園が全くとられてないと、考えてないということではないんだろうと思いますけども、窪町の南口の公園、子どもたちが遊べる環境ではないんですよ、非常に荒れとる。そういうところが公園であるんじゃないかと言われても困る、子どもたちやら高齢者の方、憩いの場所が北口の方に、全くない、遊び場がないんですよ。稲荷町にこまい公園がね、本当に猫の死体のような公園がありますけども、本当にあの新町、

窪町あたりがね、公園がない。今後やっぱり空き家対策事業の中でね、空き地があると、今町長答弁の中でもありましたけども、ああいった土地がないんだということは事実分かります。議員報告会の際にも、海田東の方が公園がない、何とかしてくれという話もありましたけども、海田東だけない、新町にもないんだということを言いましたし、本当にあそこら辺りの子どもたちがね、遊び場がない。車の往来が多いということで非常に困っておるということでね、空き家対策事業の中でね、しっかりと遊ぶ場、空いた時にはね、そういった方向で考えて頂きたいというなくし常々思ってるということなんですが、予算委員会の中でお願いするということあれですけども、その予算をとって頂くという考え方はないかあるか、考えて頂きたいと思います。

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）来年度すぐという話にはちょっとならないかもしれませんが、空き家対策については、近々今後どうしていくかという対策計画というのを、立てるような取り組みをしたいという具合に考えておりますので、その中で今言われたようなことも含めて、空き家全般について、町の方針は、その中でしっかりと、お示しをしていきたいという具合に考えております。

○委員長（住吉）この際委員の皆様にご協力をお願いします。質疑は原則一問一答形式により、質問ではありません。質疑は原則一問一答形式により、回数に制限はございませんが簡潔に行って頂きますようお願いいたします。あくまでも予算審査でございますので質問ではなく質疑をお願いいたします。桑原委員。

○委員（桑原）それではすぐいう訳にいきませんが、予算を計上していくという方向でよろしいですかね。

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）空き家対策全体の中で、そちらの方は、公園は来年度の予算ではちょっと計上する予定はございません。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次、行きます。160、161 ページ。5 目の国土調査費を除く全てです。上の部分ですね、質疑があれば許します。西山委員。

○委員（西山）公園費の 11、公園遊具再整備事業で 13、点検業務委託料 118 万 8,000 円が計上されておりますけども、これは、町内の公園全体を点検なさるんでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はいそのとおりでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）点検された結果、再整備事業ですので住民の要望も聞かれながら、遊具の再整備を行われるんでしょうか。

○委員長（住吉）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）再整備の計画までを来年度建てたいと思います。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。162、163 ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ございませんね。次まいります。164 ページ、165 ページ全てです。質疑はありますか。岡田委員。

○委員（岡田）ちょっと叱られそうなんですけど、いわゆる瀬野、直接町の管理じゃないんですけれども、瀬野川の中州のことなんですよね。で、多くの町民の人が、昨年6月に結構、水害で溢れそうだというふうな報道があって放送されて、避難をされてということで中州を何とかして欲しいというふうな声が結構あるんですよね。それをやっぱり町民のみなさんの安心、安全いうんか、あれがあるとないじゃ随分変わってくると思うんですけど、その辺のところ県に要望ということなんですけども、どういうふうな格好になるんでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）町としても中州の状態については早期の除却、管理をお願いしておりますところでございます。今年度も日下橋の下流側を実施するというふうに伺っております。県としましては河川整備計画の中で浚渫を計画的に実施するというふうに言われておりますので、それらを前倒しするような形で実施して頂けるように今後も要望してまいりたいと考えております。

○委員長（住吉）はい、ほかに質疑ありませんか、岡田委員。

○委員（岡田）これ、町民の方の本当に心配されておるんですね、不安であるとかあるいは防災の面からも、昨年の6月にそういうふうな警報が出たということで、だから、一刻も早くね、やっぱり県にそういうふうな前倒しも含めてお願いをいたしたいと思いま

す。

○委員長（住吉）再度委員のみなさまに申し上げます。あくまでも予算審査でございますので、質疑をお願いいたします。質問をする場ではございません。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい次にまいります。とびます。216、217 ページをお開きください。災害復旧費で全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ございませんね。次にまいります。218 ページ、219 ページ全部です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ございませんね。そのほか、建設部関係で質疑漏れ等があれば発言を許します。西山委員。

○委員（西山）149 ページ、道路新設改良費の中の2、町内道路修繕事業の15、町道3号線舗装修繕工事が今回予算計上なさっております。まだ決定ではありませんけど、広島ガスのところに、発電所を建設するのが実現に向かって動いておりますが、その発電所を建設するときに周りの道路も整備をしていくという発言があったんですが、それとの整合性はとれているのでしょうか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）今広島ガスさんが発表されている資料によりますと、整備にあたる工事車両等の搬入は正面の門からということで、こちらの道路は使用されないというふうになっておりますので、来年度この箇所の修繕を上げさせて頂いております。

○委員長（住吉）ほかに質疑漏れはございませんか。兼山委員。

○委員（兼山）155 ページで先ほどの駅の南口の土地区画整理事業に係るこちらの概要の方では27 ページなんですけど、どちらかというと27 ページの方の見方についてお聞きしたいんですが、拠点づくりの推進で土地区画整理区域内の居住人口で目標値が31年度に200人になってます。これちょっと説明して頂きたい。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）当初のこの区画整理事業の事業計画というのを定める際に、元々は保線施設等物流倉庫で定住人口がいなかったということで、町の区画整理事業を推進して

土地利用転換を図る中で、マンション集合住宅、都市型住宅を誘致できないかというのを事業計画の目標として掲げておりました。それと連動するような形でこちらに位置づけが挙げられているものでございます。

○委員長（住吉）兼山委員。

○委員（兼山）ということは目標値だけは一応まだ残ってるという解釈でいいんですか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）はい、区画整理事業の当初目標の一つでございます。その中で民間土地利用者の方のまだそういった施設利用が公表されてない中では、まだこの目標残っておるというふうに理解しております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で建設部関係の審査を終了いたします。暫時休憩いたします。再開は 13 時 50 分。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 3 8 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。教育委員会関係の審査を行います。ここで執行部の方をお願いをしておきます。質疑は原則一問一答形式によりますが、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく、的確に行い、メモをとるなどして答弁漏れがないようお願いいたします。それでは、第 11 号議案、平成 29 年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず歳入から入ります。資料の 15、8 ページ、9 ページをお開きください。中段にあります、4 目、教育費負担金についてです。質疑があれば許します。多田委員。

○委員（多田）これちょっと去年より、かなりダウンをしていますが、何人が入られているんでしょうか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）来年度につきましては 65 人を見込んでおります。入学生としては 5 人でございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）次にまいります。10 ページ、11 ページ、下段にあります 6 目、教育施設使用料についてです。次のページの 4 節 5 節も含みます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）次にまいります。飛びます、18 ページ、19 ページに進みます。上段にあります。7 目、教育費国庫補助金のうち、私立幼稚園就園奨励費補助金を除いた部分です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）ちょっと飛びます。次、22、23 ページに進みます。下段にあります 5 目、教育費補助金です。質疑があれば許します。はい、次にまいります。24、25 ページ、下段にあります、5 目、教育費委託金です。質疑があれば許します。多田委員。

○委員（多田）学びの改革パイロット校事業委託金、これどこを一応予定されてるんでしょうか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）パイロット校としましては、東小学校、あと指定校というのがありまして、指定校につきましては、海田西中学校を、海田南小学校を予定しております。

○委員長（住吉）多田委員。

○委員（多田）ちょっとこの内容を教えて頂きたいんですが、どのようなことをされるのか。

○委員長（住吉）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（松尾）内容といたしましては、課題発見解決学習の単元開発、また今年度、作成しております単元については、質の向上を図ること、あとは先進的に指定校が行ってまいりました、開発した単元等を来年度は県内に普及していくというようなことを目的としております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）それでは、次、まいります。ちょっと飛びます。28、29 ページに移ります。3 項雑入、細節の番号を申し上げます。5 番、8 番、10 番、11 番、19 番と次のページの 37 番です。質疑があれば許します。西山委員。

○委員（西山）10 番の町刊行物売払収入、2 万 5,000 円計上されておりますが、聞くとこ

ろによりますと、海田の海田史ですね、随分在庫があつて、古くなっているという、今回の改定をしなければいけない時期に来てると思うんですが、これは予算に上がるのは厳しい問題があるように思いまして、何か違った利用方法を考える考えはないでしょうか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）議員ご指摘のとおりですね、少し古くなっております。実際には文化財の登録もあれから数件ありました。そういったものを踏まえまして、見直しの時期には来ているかなというのは思います。で、大幅なそういうふうな町史の編纂委員なんかまた組みまして、大がかりなことも中々できづらいという状況でございます、委員ご指摘のような形でそういう何か簡易なものでも、今、ちょうど旬なものを提出できるような、提供できるような形で今後検討していきたいなと今考えております。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）古くなった海田史ですね、随分在庫があつて買う方があんまりいらっしゃらない場合に、有効活用ができるんじゃないかと思います。そういうお考えはないでしょうか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）ありがとうございます。実際は町史の方なんですけど、昨年度では4セット売れております。ただ在庫が確かにまだありますので、今後は学校にそういうふうな形で有効的な利用を促したいですね、いろんな活用方法の方も考えていければなというように思っております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次、まいります。飛びます。32、33 ページ、4 目、教育債についてです。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ございませんね。以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。174 ページ、175 ページをお開きください、174 ページ、175 ページです。このページは全部です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）176、177 ページ全てです。質疑があれば許します。多田委員。

○委員（多田）適応指導教室は来年度から真田会館にまた帰られるという話をお聞きしました。しかだ、この指導員さん1名でだろうと思うんですけど、どのような方がなられるのか。

○委員長（住吉）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）はい、適応指導教室指導につきましては、教員免許を持ったものを今年度も引き続き、任用するよう予定をしております。

○委員長（住吉）多田委員。

○委員（多田）現在、対象者が今何来られて、予定として何人予定されているのか。

○委員長（住吉）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）適応指導教室等の支援を受けている児童生徒につきましては、現在今年度17名、1月末現在であります。3年生の卒業等もありますが、今年度並みで考えております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）この施政方針の方で聞きたかったんですが、真田会館に元はあったのを、こちらに持って帰った、そのときには教育委員会の目が届くからとここへ持ってきたというふうに言われて、今度は向こうへ出すという、これその方針を転換されたんですか。その辺のことをちょっと詳しくご説明願いたいんです。

○委員長（住吉）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）はい、移設をこちらにしまして3年余りたったと思います。その間にですね利用していた児童生徒数が減ってきたという現状があります。状況としましては、やはり人の入りの少ない場所で最初のならしということも含めて、やはり適応指導教室としては、真田会館の方がいいのではないかとということも含めて、移設意向としました。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。178、179ページ、下段の3目、私立学校振興費を除きます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ございませんね。次にまいります。180、181ページ全てです。質疑があれば許します。崎本議員。

○委員（崎本）真ん中の施設修繕のことでの中の、内容のことですが、今年度1

月 15 日に、大雪が降ったときにですよね、南海田小学校のプールのネットが、支柱が壊れて、これはすぐに修繕せんかったら、子どもの安全のためや何じゃかんじゃちょっと悪いのじゃないですか。その点予算がどこにもついてませんが、これどういうことですか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）こちらの方につきましては、後からなりますけど、補正予算の追加で予算の方お願いしたいと考えております。また、今ある修繕費の中で、撤去費の方は、今動く予定としております。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）1月15日で、あったから補正予算をすいうて、1月15日やったらまだ、補正予算出さんでも、これで間に合うんじゃないんですか。初期対応がまずいでしょうが、撤去はこの修繕費の方で出すと、これは新設は言うて、そのくらいのごとを海田町の教育委員会でね、事前に予備費とか、なんかをつこうてやるとか、ね。町長を副町長に報告してやったら、これ何回も言うんじゃないが、それまでに何回もあるんじゃないか、ね。議長、副議長に言うてこうこうこうじゃけ、何とか特別な予算が組んでもらえんのでしょうかと説明したらすぐできることじゃないんですか。初期段階から間違うとるから私は言うんよ。そういう考え方、考え方をする気があるかないか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）今回の事案につきましては、1月15日に大雪のために、起こりまして、すぐ見積もりの方とって、その提出があったのが1月27日ということで、補正予算等の当初の補正予算の期限がちょっと間に合わなかったという状況がありました。ということで今回の2月議会の追加提案ということでお願いするところでございます。

○委員長（住吉）崎本委員。

○委員（崎本）議会としては迷惑ですよ。初期対応が悪いから、本会議の最終日にまた議運を開いて、議案の追加を認めないけん、そういうことをせんから、初期対応できちっとなつたら、早うに。そういうことせんでもいいんじゃないですか。何千万の工事じゃないでしょうが。考え直す気はないですか、今からの方針として、教育の方針としてね。考え直す気があるかないか。なかったらええ。あったらある言うてください。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）今回の案件につきましては、工期等が2か月以上かかるというこ

とで、今後、できるだけ早く対応したいと考えております。

○委員長（住吉）そのほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）学校管理費の 13、樹木管理委託料でございますが、これ、小学校 4 校をの樹木を剪定する委託料だと思いますが、契約といいますか、4 校を見られて、こういった日程で、こういった樹木剪定をするというような方式になってますでしょうか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）各学校から上がってきたものを見積もりをとりまして、予算計上させてもらっております。夏以降ぐらいに入札をかけ、樹木の剪定をしているところでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）学校から上がってこない、予算化もしないということですか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）基本的には前年に上がってきたものを中心に考えておりますけど、それでおかつ学校から上がっていたところ、予算化しているところでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）182、183 ページ全てです。質疑があれば許します。西山委員。マイクお願いします。

○委員（西山）18、通級指導教室用備品で 85 万円計上されてるということは、平成 29 年度から、通級教室を開所されるという判断でよろしいでしょうか。

○委員長（住吉）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）平成 29 年度に向けまして、県の方へ開設をするように今現在要望しているところでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）要望してきて許可が出るとも平成 29 年度から実施をする計上予算と考えてよろしいですか。

○委員長（住吉）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）そのとおりでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）それで小学校 4 校ある訳ですけども、どこの小学校に通級教室を設置され

るんでしょう。

○委員長（住吉）学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（森山）4校中どこにということにつきましては、まだ現在検討という
か、要望を出しているところでございます。町内で2学級の開設を予定しております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）184、185 ページ全部です。質疑があれば許します。桑原委員。

○委員（桑原）小学校遊具改修事業、新規の事業になっておりますけども、45 万円、ここ
は、どのような点検をされるのかまず聞いてみたい。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）小学校にある遊具を今までは、学校の職員等で点検してたところ
でございますが、やはり業者による点検ということで、ブランコ、滑り台、ジャングル
ジム、鉄棒その他諸々の遊具の点検をして、今後の改修なり、計画を作っていきたいと
考えております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）これ、専門家による点検ということで、これは専門家というのは、どのよ
うな専門家、点検の専門家でしょうけども、そういった許可を持ってる、免許を持っ
てる人がやらなきゃいけない、そういう点検なのかどうなのか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）今回遊具の点検につきましては、都市整備課の方が同様に公園中
で遊具の点検するというところで上がっておりますので、それ併せてその業者と一緒にそ
の委託業者を選定して頂きまして、それだけ抱き込みという形で考えております。

○委員長（住吉）ただいまの質疑はその点検業者は資格がいるのか要らんのかという趣旨
でございます。答弁のやり直しを命じます。学校教育課長。

○学校教育課長（中川）資格はあるものと考えております。

○委員長（住吉）桑原委員。資格を持ってる人でないといけないのかという質問です。質
疑です。学校教育課長。

○学校教育課長（中川）資格を持っている方に委託をかけるということです。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）いやいや、よく聞いてくださいよ。資格を持ってなきゃできない事業なの

- かということを質問してる、質疑してる訳ですね。もう一度お願いします。教育次長。
- 教育次長（石川）資格を持った方じゃないとできないというものではないと思います。
- 委員長（住吉）桑原委員。
- 委員（桑原）予算規模からいったら大きい予算規模ではないと思うんですね。職員の方でできる、仕事なのか、それとも資格を持った人でないとできないのか、そういう判断はどういう考えか。
- 委員長（住吉）学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）今までは学校職員の方で点検をしていたところですが、やはり、学校施設が古くなっているところもありまして、事故があつてからでは遅いということで、そういう判断をしているところでございます。
- 委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（住吉）次にまいります。186、187 ページ全部です。質疑があれば許します。多田委員。
- 委員（多田）これは一般質問でも言わして頂いたんですけど、タブレットですよ。このタブレット端末等の購入費で 127 万 6,000 円でてますが、これ今とりあえず何台買う予定なんでしょうか。
- 委員長（住吉）学校教育課教育指導監。
- 学校教育課教育指導監（小林）はい、平成 29 年度に小・中学校合わせて 71 台を考えております。すいません、平成 29 年度までで、平成 27 年、28 年、29 年の 3 年間で合計 71 台を考えております。
- 委員長（住吉）来年度の話ですよ。学校教育課長。
- 学校教育課長（中川）小学校につきましては、16 台を予定してます。
- 委員長（住吉）多田委員。
- 委員（多田）16 台で 120 万か、そんなもんかね。16 台ということは 4 校で割ると、1 校 4 台ですよ。今まで買った分も含めても 1 校当たり多分、7 台か 8 台ぐらいですかね。それじゃ、中々 I C T 教育なんかできっこない。昨日もニュースで出てたんだけど。ちょっと長くなってもいいけんけえ、英語教育が 3 年後から教科化される訳よね、5、6 年生から。英語教育も含めてですが、このタブレット使った事業というのは非常に今から重要になってくると思うんですよ。ですから、1 校当たり 4 台ぐらいじゃとてもじゃない

けど、子どもたちに使わすということ無理なんで、国の補助金なんかが今から多分付いてくると思うんで、そういうときには是非、考えてほしいんですけどいかがですか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）国の補助金等々を参考に財政当局と協議しながら検討としていきたいと思います。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。富永委員。

○委員（富永）5番の小学校競技力向上対策授業の陸上競技指導者謝礼品とありますけれども、これ謝礼ではなく謝礼品っていうのはどうしてなんでしょうか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）こちらの方は、海田の国際学院の方の陸上部の指導者、生徒が来てもらってるということで、お金でなく、物品での引き渡しということで謝礼品という形になっております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。兼山委員。

○委員（兼山）多田委員のタブレットの関連質疑ですが、29年度16台なんていうことなんですが、目標の台数というのは元々持ってらっしゃるんですか。それともう1台でも多くだけの計画なんでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）今回に関しましては、3年間で71台という目標値がありましてそれに達成するため、本年度で購入したということです。

○委員長（住吉）兼山委員。

○委員（兼山）本当に29年度は16台なんですが、だから、今度目標の完了台数というのは何台かを見込んでおられるかどうかということをお聞きします。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）27年、28年の29年の3年間でトータル71台ということです。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。下岡委員。

○委員（下岡）タブレットなんですけども、非常勤講師351万円。これ、何名でどういった内容の指導するのか、説明を。

○委員長（住吉）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）平成29年度は、1名の指導員が各校巡回して回ること考えております。業務内容しましては、各校のホームページの整備、又はICT機器を使

った教材等の作成等を考えております。

○委員長（住吉）下岡委員。

○委員（下岡）ということですね、ＩＣＴ関係で講師になってますけれども、先生に教えるということではなくて、実際にパソコン使って本人がやる作業ということです。

○委員長（住吉）教育指導監。先ほど申しましたように本人がやる作業もございますが、学校によってはＩＣＴ機器の活用方法を具体的な使い方等を校内で教職員に指導する場合もございます。下岡委員。講師という以上はですね、そちらの方が中心でないと、誰かに教えるから講師であってですね、今の最初の説明では自らホームページ作るだけですね、そういった業務をするみたいなことで、それが中心になってるんで、どちらが主体の方なんですか、１名というのは。教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）今年度の実績で申しますと、学校によって、そのＩＣＴ指導員に対する業務内容が多少異なっております。先ほどの両面があるというふうに考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）188、189 ページ全部です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。190、191 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次へまいります。192、193 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次へまいります。194、195 ページ全部です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。196、197 ページです。質疑があれば許します。
西山委員。

○委員（西山）18 の教育振興用備品 442 万 1,000 円、予算計上されておりますが、その内訳はどのようになってますでしょうか。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）教科用備品が両中学校で 255 万 1,000 円、図書備品が 111 万 1,400

円。それと、パソコンちょっと配備するということで4台入るので75万6,000円ということになってます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）はじめの255万の細節というか、一つ一つのどういう備品なのか、お願いします。

○委員長（住吉）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）海田中学校については、展示板が、14万7,000円だったり、防護ネットが49万9,000円であったり、プロジェクタースクリーンが5万円、あと、西中では共鳴おんさが20万1,000円、エバーマット14万、などなどちょっと細かくありますんで、これらが主なものだ。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。198、199ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ございませんね。次まいります。200ページ、201ページ全部です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。202ページ、203ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。204ページ、205ページ全部です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次へまいります。206ページ、207ページ全てです。西山委員。

○委員（西山）青少年育成費の中の2、放課後子ども教室事業でございますが、前年よりも、予算計上が減額になっておりまして、県からの提示額も減になってるための減が連動しているのでしょうか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）実際にはですね、利用者の方は増えております。ですがボランティアでそちらの方をお世話してくださる方の人数が減っております。そういったことで

すね、少し減になって、全体的には少しだけ若干少なくなっているというふうなことです。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）今後、ますますこの放課後子ども教室は重要になってくる国の事業だと思います。今のボランティアの方が少ないから積算が、その予算が少なくなってるということですが、オープンに募集っていいですか、ボランティアの方を募集をされましたら、もっと来てくださるんじゃないかと考えてますけども、余りPRをされてないように思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）確かにその大がかりなPRはしておりません。議員になったのは実は学びの教室の方なんです。この学びの教室は学校のOBの方に見て頂いておるような状態で、そういうふうな方をですね、人材発掘も含めて今後やっていきたいと思うんですが、少しだけ若干少なくなったということで、今後もですね、継続してそういう人材発掘に努めてまいります。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。208 ページ、209 ページ全てです。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）2 の歴史資料保存修理事業、毎年上げずにいっぺんに直すものは直したらどうですか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）一度にやりたいのはそうなんです、何分ですね予算が中々こういうふうなものに一度にっていうのは難しいものですから、その度ごとにですね修復する資料などをですね厳選しまして、優先順位をつけてやっているところでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）こちら 209 ページ 1 番最後の歴史資料保存修理事業、その次のページにも掛かってますよね、211 ページに。こちら見ますと屏風修理業務委託料とございます。これ屏風の修理ということですか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）はい、そうでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）ふるさと館の件ですが、むかしの暮らし展示事業、毎年ほとんど変わりがなく予算計上されて、それを執行されてるんですけども、今後はあそこを活用するためにはもっと、有効な、予算計上も少し増額にされてもっと魅力ある昔の展示をしないと、これを各小学生が来るだけで、あとはほとんどが利用されない、展示を見に来られないという件がありますけど、その辺はどのようにこの予算計上でどのようにお考えでしょうか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）議員ご指摘のとおり、毎年ですね、同じようなセットで同じような形をしてるんですが、毎年ですね、学校の関係の方からですね、昔の暮らしについての学習で近隣の学校、町内の小学生3年なんなんですが主に、来て頂いているところです。何か違った感じでまたパワーアップ、ブラッシュアップしたらどうかというふうな話なんなんですが、今後ですね、史跡等いろいろあります。仮に千葉とかなんかあるんですが、そういったような形も利用しながらですね。新しい形でブラッシュアップできたらなというふうな試みは思っております。検討課題として次に繋げていきたいと思えます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）消防設備の点検が二つあるんじやが、まずどういうことするんか。

○委員長（住吉）分かりますか。209ページの1番上と、209ページの1番下から6行目ぐらい、二つほど消防設備の点検がございますが、これはどういった中身かという質疑ございます。生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）千葉県内にございます。消防機材等の、置いてあるものが正常な状態で保管されているか、そういったことを確認するための保守点検業務でございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）それがね、よう分からんのが、例えば、消火栓。ホースが朽ちて使えんようになってるよ、それは見りゃ分かるじゃろう思うが、水出してみにゃ分らんかも分からん。何が言いたいか言うとな、いざいうときに、使い方が分からんのんじゃないか、委託じゃけ業者に出すということじゃろ。例えば、水を出してみるよ、ホース繋ぐということやってみるよ、職員がやるんじゃないしに業者に出すんじゃないから、いざいうときに間に合わんのじゃないかということ言いたい訳よ。だから、どうなんか業者に委託をするの

も一つじゃが、職員でどうかそれを、補助員で付くのかどうなのか、言いたいことはそういうことなんよ。一緒に職員がやらないと、なんぼ火事じゃどうじゃベル鳴ったって何の意味もない。りんりんりん、ベルは鳴つとるけども、119 番しとるけども、火はぼんぼん燃えるだけ、何のために消防施設の点検しとるんか、じゃけその考え方はどうなのか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）議員ご指摘のとおりですね、職員も自らそういうふうな訓練に参加すべきではないかということなんですが、文化財の指定の日にですね、以前も訓練をしたことございます。そういったのを含めて地域住民もあわせて文化財のそういうふうな、今ところで、ほぼ消火訓練、若しくは職員が参加してのそういうふうな消火活動の方の訓練はやったことがあります。今後もそういったものを踏まえながらやっていきたいと思っております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。210、211 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次まいります。212、213 ページ全てです。質疑があれば許します。
桑原委員。

○委員（桑原）織田幹雄さんにちなんだまちづくり、スポーツ大会の年間延べ参加数が 26 年度から 27 年度、263 名減となっておりますね。一応、これは 31 年度に 2,000 人の目標値挙げておられますが、この原因、スポーツのまち海田町と言いながらも、こんなに減つとる。どう考えておられるか、お尋ねしたい。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）スポーツ大会の延べ人数でございますが、いろいろこの加算する K P I の方の大会にもございます。今後はですね、この数値を上げるべく、いろいろな活動をしていきたいと思っております。また新たにですね、できうるスポーツ大会等も考えておりますので、またこの数値が上がってこようかと思えます。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）29 年度の予算でね、この取り組み内容でスポーツの参加人数、これが上がってくるというふうを考えて予算組んでおられるのか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）この予算の中ではですね、そういうふうな形ができないんではないかというようなご質問と思うんですが、今外郭団体でもですね、改めまして、いろいろなスポーツの取り組みをしております。体協であったり、スポーツ少年団であったり、様々なそういう文化、スポーツも含めまして、外郭団体でも行っておりますので、今後またそういうふうな外郭も使いながらもですね、充実したスポーツ活動を図っていきたいと思っております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）スポーツ少年団なんか今までやってきたよね。今までもやってきたことですよ。それで上がってきてないということは、やはりもう少しやっぱり真剣に取り組まないとスポーツのまち海田町、ね、予算たくさん組んで、生涯学習振興事業の中でねやっておられる。ずっと今までもやってこられた訳でしょう、スポーツ少年団であるとかね、外郭団体協力して頂いてやってきた訳ですから。ここを真剣にどう捉えるのか。子どもたちのためでしょ、そこを聞いてみたいんですよ、今まで取り組みで、やってこられて数値が上がってない。263 人も 26 年度、27 年度でできた訳ですよ。それでも 31 年度に 2,000 人にしたい、それならなんか取り組みの考えがあって、やっておられるから 2,000 人の目標値たてとるんよね、予算 31 年度に。だから、どういう形で予算を組んでこの予算の今の取り組み内容で 370 人という人数が挙がってくるのか、そこらを聞いてみたい。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）すいません、スポーツ少年団の活動で上がるというんじゃないんですが、そういった方も交えながら新しいもの考えていきたいということでございます。実際には、様々な活動しております。例えばグランドゴルフであったり、いろいろなスポーツ大会をやっているところなんです、何分の真新しいさに欠ける、目新しさにかけるという部分では、その辺も否めないところございます。新たに体協などの陸上部など、力を借りながら、クロスカントリー駅伝とか、また最近に流行ってるスポーツ大会も含めて、このあたりで開催して、集客人数は上げていきたいというような形で考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。214、215 ページ全部です。質疑があれば許します。はい、桑原委員。

○委員（桑原）クラブ管理事業ですね。このクラブハウスの活用方法、現在のクラブハウスの活用状況を聞いてみたいと思います。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）現在思うにですね、あそこの施設を地域の方が使ったり、あとはイベントの際にですね、倉庫として今現在使っているんですが、その部分では、準備の段階のそういったモーションの準備段階の施設として使ったり、そういうふうな形で、今は使っております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）クラブハウスの本来の目的、こっから外れてってるんじゃないですか。ほいじゃあ、本来の目的は何ですか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）本来は、海田の小学校がまだ勤労屋体と言われていたころにですね、その附属で作られたものと伺っております。ただ、今小学校の方に移管しております、クラブハウスがの中にですね、実はシャワールームとかございますが、そういったものもあるんですが、そこを倉庫として今使って、本来の意味では若干違ってきているんですが、有効活用の方させて頂いております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）そしたらクラブハウスという名前はやめた方がええよね、クラブハウスじゃないよね。現在の使用目的、使用方法はね、目的と随分と逸脱しているように感じられますよ。それと随分と古い施設ように思われますけども、今後どうしていくのか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）はい、議員ご指摘のように既に築 35 年を経過しております。その老朽化も含めまして、今後のその利活用については、一度やっぱり検討する段階には来ていると思います。そういったような形ですね今後適切な活用はどのようなものかというのも検討していきたいと思っております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。そのほか教育委員会関係で質疑漏れ等があればこ

れを許します。佐中委員。

○委員（佐中）学校給食についてお尋ねをいたしますが、地方交付税に給食の実施として、対象になって算入されておる訳ですが、今、小学校は全校はやっておる、中学校は紛いなりにもパンと牛乳あるいは弁当をとということで、私が聞きたいのは全国的に、給食費が無料化に進んでおるところが今どんどん出てきておるんですね。早く手を打たなければ、いろいろ時代の流れにも遅れるし、対応が遅くなればそれだけ生徒に対する、迷惑というんか、あるいは学校教育の位置づけから見てですね、教育の一環としての、それが非常に大きく差が出てくる、このようなことはどのように考えるのか、お尋ねいたします。

○委員長（住吉）教育次長。

○教育次長（石川）こちらの導入につきましては、特に中学校含めて導入につきましては、近隣の市町や他県の導入、他県での状況を踏まえながら、再度検討の方向を進めたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○委員（佐中）何回も今までね一般質問、もう私も何十年前からそのことを主張しながら、消えたり、また起こしたりしてね、今日まできたんですが、中々うまいことをいってないと。しかし、教育委員会が本当に主導権を持って思い切って進める、こうしなければ、国全体の流れから見て、置いてきぼりになってくる、私はこれを心配しとるんです。早く手を打って、そういう処置をしなかったら、本当に遅れてしまう、状況が続く。また手遅れになる。手遅れになると言ったら語弊があるかも知れませんが、対応が遅かったために、全体として冷たい教育環境のもとで教育をさせるということにもつながる訳ですが、手を早く打つことが私大事だと思うんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○委員長（住吉）教育次長。

○教育次長（石川）委員おっしゃるとおり、子どもたちにとっての食というのは大切な、大変重要なものであるということ私たちも同じように認識をさせて頂いているところです。これを早くというところですが、やはり導入に掛かる資金、イニシャルコスト、ランニングコスト等もございます。また、近隣で言いますと、昨年、一昨年に導入したところというところもありますので、そこらを勉強させて頂きながら、検討に向けて、どのように進めていくかということを進めていきたいと考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑漏れはありませんか。前田委員。

○委員（前田）総体的なことで今、いじめが社会問題になつとる。こういうことでね、この間もテレビでやっと思ったがどこかの小学校か中学校教諭というか教師がね、先生が子どもいじめて自殺したという、論外の話。もう 10 年以上そういう問題になつとる。そこでね、よそでちょっと聞いてみたら、教育長御自ら町内か市内か何か知らんけども、全小中学校個別に歩いて調査した、こういうのが実態がどうなんかないかということね。うちの場合はどうなつとるんか知らんけども、そこまで御自ら進んで突っ込んでいってね、教育現場の実態ね、生徒同士でいじめというか、悪ふざけもあるかも分かんが教師が先頭に立ってなんて論外の話なんよ。そこで、教育長の態度というのかね、そういうことやつとるんか、よその教育長は 1 校 1 校全部終わつたと、小中学校の。素晴らしいことじゃと思うが、ただ口で校長ちゃんとせえよ、これでは解決策にならない、対応策にならないと思うが、そういう、この間も海中で云々とあつた。そういうことの対策として、どのように考えておると聞いてみたい。

○委員長（住吉）教育長。

○教育長（田坂）いじめ問題のところから、学校へどのように対応するかというご質問頂いております。海田町はこのように、コンパクトな中に 6 校があるメリットがございますので、先ほどご紹介頂きましたように、教育長も含めて教育委員会が緊密に学校へお伺いをして、子どもたちの様子と先生たちの様子をしっかりと把握していくということから、しっかり自分の目や耳や肌で感じたいというふうに思っております。10 月に海田中学校の件のご指摘頂いて以来、教育次長は毎日毎朝、海田中学校の参っております。私もできるだけ、各学校へ回らして頂いて、生の声も含めてしっかり受けとめて、それを教育委員会としてどのように支援していくかということをも具体的にしていきたいと思います。

○委員長（住吉）この際、各位の皆様にご協力をお願いしておきます。質疑は原則一問一答形式により、回数に制限はございませんが簡潔に行って頂くようお願いいたします。特に質問ではございません。予算審査にかかわる質疑でございます。また執行部の方におかれましても、答弁は簡潔に要領よく的確に行って頂くようお願い申し上げます。ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○委員（前田）それはね、個々の項目では予算と言うかも分かんがね今、こういうところで言わんとあれじゃが、やっぱりね、教育長、抜き打ちで言うだけじゃ、委員長の注意あるかも分かんがね、やっぱりこういう機会にそういうね、相対的なことも言う

とかんと。ただ今、さっき言うたように校長、ちゃんとせいよ、これではだめ。次長が中学校悪かったからついとる、そんなことじゃないんよの、ぱっと抜き打ち、いわゆるね、そういうのは明日 10 時に行くよ、明日の 10 時はきれいに窓拭いて、玄関掃除して靴並べとるよ、それじゃあだめ。そこらの気構えというかね、そういうとこでやらないと解決策にならんということ言うとる。その辺の考え方は。

○委員長（住吉）ただいまの質疑で予算審査とか関わりございませんので、却下といたします。ほかに質疑はございませんか。桑原委員。マイクお願いします。

○委員（桑原）概要の 11 ページ、こども議会の予算をとっておられますね。44 万 1,000 円をとっておられますけども、一般質問の答弁、教育長、中学校のね、出前講座と模擬投票というの約束されたと思いますけども、予算はどこへ出ておりますか。

○委員長（住吉）教育長。

○教育長（田坂）模擬投票につきましては、予算が必要ございませんので、予算には計上しておりませんけども、質問を頂いた後にすぐ校長会がありましたので、そこで方針を説明をして、次年度に向けて取り組みを既にはじめております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）生涯学習振興、質問忘れとったんで、質疑忘れとったんで、質疑したいと思いますけど、アスリートの育成ということを盛んにおっしゃってますけども、どの程度のアスリート育成をされようとしておられるのかどうか、どの程度のアスリートを考えていらっしゃるのか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）夢ではございますが、2020 年に向けてオリンピックの出場できるような選手を最終的には輩出できればなという思いはあります。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）予算を 19 万 2,000 円予算とっておられますけども、この、2020 年に目標を立てて、目標実現するそのスケジュールというようなね、考えておられるのか聞きたい。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）子どもたちに様々なそういうふうなスポーツの環境を充実させるようなことをしたいと思っております。ですがスケジュールで学校教育を含めて、生涯学習、教育委員会でその子を最終的にそこまで見れるかどうかというのは分かりませ

ん。ですからそういうふうな環境を位置づけながらもですね、今できることを提供してあげたいというような形で思っております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○委員（桑原）今ね、将来に向けて、それが期待できる人材はいるんですか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）輝ける人材はいると思っております。県大会含めましてですね、いろいろとこういうふうな形で出場したというようなものは、スポーツ少年やら体協やらからですね、上がってきております。そういうふうな形の子どもたち、学生たちを応援していきたいと思っております。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で教育委員会関係の審査を終わります。執行部入れ替えのため暫時休憩をいたします。再開は2時55分。

~~~~~○~~~~~

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。特別会計予算の審査を行います。それでは、第17号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。次に、第10号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。それでは、第13号議案、海田町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。資料17でございます。まずは歳入から。資料17でございます。よろしいですかね。皆さんよろしいですか。4ページ、5ページをお開きください。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 次、行きます6ページ、7ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 8ページ、9ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 10ページ、11ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 続いて歳出に移ります。12ページ、13ページ、質疑があれば許します。

西山委員。

○委員(西山) 一般管理費の1、レセプト点検事業でございますが、町でレセプト嘱託員報酬121万7,000円で、町でレセプト点検を行うとともに、委託をされてる訳ですけど、この委託をされることによって、発見率はどのくらいあるんでしょうか。

○委員長(住吉) 住民課長。

○住民課長(水川) はい、レセプト点検のうち内容点検を委託しております。そして、内容点検の過去の発見率は1.1パーセントになります。

○委員長(住吉) 西山委員。

○委員(西山) 平成27年か28年だと思うんですけども、この金額にしていくらかでしょう

か。

○委員長(住吉) 住民課長。

○住民課長(水川) すいません、今のは27年度のもので。27年度の内容点検の過去の金額は、すいません、610万円ほどになります。

○委員長(住吉) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 14ページ15ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 16ページ、17ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 18ページ19ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 20ページ21ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 22 ページ、23 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 24 ページ、25 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 26 ページ、27 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 28 ページ 29 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 次、行きます。30 ページ、31 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 32 ページ、33 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 34 ページ、35 ページ、質疑があれば許します。西山委員。

○委員(西山) 特定健診審査等事業でございますが、1,884 万 6,000 円計上されております。そこでこの特定健診の受診率っていいですか、いくらでしょう。受診をされた人数、パーセント。

○委員長(住吉) 住民課長。

○住民課長(水川) 27 年度でございますが、受診者が 1,314 名で、受診率が 30.5 パーセントとなっております。

○委員長(住吉) 西山委員。

○委員(西山) 何かの目標値の中で、平成 27 年 30.5 パーセントですが、今後この予算を執行するに当たって、どういった、方針で受診率を向上なさるおつもりでしょうか。

○委員長(住吉) 住民課長。

○住民課長(水川) はい、今までと同じように受診勧奨は進めてまいりますが、29 年度、広島県がヘルスケアポイント制度というものを始めますので、そちらも併せて参加するメリットをお伝えしまして、受信率向上に努めてまいりたいと思います。

○委員長(住吉) 西山委員。

○委員(西山) しますと、ポイント制度は町はもう単独ではなくて、県のポイント制度を町も採用するという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）はい。海田町も参加をいたします。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）独自でされるお考えはないと判断してよろしいのでしょうか。

○委員長（住吉）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）県の方が大きな制度と魅力ある特典の中で、ヘルスケアポイント制度を開始しますので、町といたしましても、それにまずは参加していこうというふう
に考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○委員（前田）ページいいかの、37 ページ。

○委員長（住吉）まだです、次です。ほかに質疑ありませんか、大江委員。

○委員（大江）お尋ねします。この特定健診受診情報提供事業というのは、今までは病院に雇ってた人がわざわざ特定健診を受けるのはあれだからということで、病院から情報を
もらうことがこの事業になるのでしょうか。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）はい。そのとおりでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。下岡委員。

○委員（下岡）今、特定健診の受診率と人数言われたんですけども、1,314 人、30 パーセント言われたんですが、事前にもらってるこの資料だとですね、平成 27 年 1 月末で国
保人数が 6,498、6,500、6,500 ですね、1,300 人ぐらいだったら、20 パーセントぐら
いにしかないんですけども何か数字、どういう計算で 30 パーセントぐらいなん
です。ちょっと 30 パーセントの説明をお願いします。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）はい、まず特定健診の対象者は 40 歳以上の方になります。40 歳以上
74 歳未満の方が対象なんですけれども、そのうち 1 年間を通して国保の被保険者である
方がこの受診率の計算する対象となります。すいません、27 年度の対象者数は 4,307 人
となります。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）36、37 ページ、質疑があれば許します。前田委員。前田委員、マイクを

お願いします。

○委員（前田）ここの単純計算すると、上から行でいうと4行目ぐらいの啓発、3行ほど下に委託料、単純計算すると220万ぐらいになる。あれつこうてくれ、これをつこうてくれいうて、どういうことするんか、まず事業内容、

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）ジェネリック医薬品のこの委託料は差額通知事業となります。実際に、先発品扱われている方に後発品に変えられるといくらの差額となるかをお知らせする通知でございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）その差額通知するのは分かるんよ。そういう薬はあるんだけど、それ委託せんにゃあれなんかいの。あれも一覧表みたいなんがあって、どれがいわゆる新薬かいのを分かるんじやろう思うがの、気に入らんのが委託委託というのが、はっきり気に入らんよ。何やら知らんがパンフレットを作っちゃ、8万ほどじゃがの、それで訳分からんの郵送して、郵送代をつこうて、挙句の果てに業者に220万もつこうて、できんのか、ということ言いたい。何もかにも委託委託委託委託、何を仕事しよるんかいの、そういうふうに言いたい。どうなんか、そこらの考えは。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）ジェネリックの差額通知事業につきましては、国保連合会に委託しております。全部のレセプトを分析しまして、どなたが先発医薬品を使っておられるか、後発医薬品に替えた場合どうなるかを分析して、その通知を作成してもらっているものでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）ちょっとね、言うたのは今薬にはリストがあるんじやけ、分からなかったらの、本人に薬局行ったときに、これジェネリックないんか、言わしてもしてもいい訳よ。何もかも委託委託で220万、もっとなんかそういうね、こっちでできんのかいうこと言うとする訳よ。何でそれができんのんかいの。例えば、風邪薬かなんか知らんが901名おったが、その薬を聞いて、これは新薬なんか、医者もあつこに判子を押すか押さんかの違いなんよ。いわゆる、なんちゅうんか、処方箋というんかの、判子押すな言やあジェネリックになる訳ですよ、判子おしやあしょうがないこれは風邪でもちょっと知らんよ、今頃風邪じゃいうたらインフルエンザじゃいうけあれじゃが。もう一回分かりや

すう言うよ。そういうことでリストもあって何もあるはずじゃが、こっちじゃできんのか。全部全部 1 から 10 まで委託せんにやなんのか。

○委員長（住吉）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）はい、議員さんおっしゃって頂きます、その差額通知につきましては、国保連に委託しないと全てのレセプトを確認して個別に通知をしておりますので、その作成は町の方では難しいというふうに考えております。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）それでもいいが、今の国保連にせにやできんいやあ、薬の量が多いとか少ないとかいうのは言われんと思うよの。ただ今の薬のあれで、印刷の製本費もある訳だから、周知するために医者行つとる人間は分かる訳じゃけ、保険の請求が上がってくる訳じゃけ。その人に、あなたは後発を使いなさいよ、使ってくださいよ、極力医者にもお願いしなさいよ。むしろそういうふうなものをこれやったらどうか思うが、それやつとるんかやってないんかどうなんか。福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）このジェネリック薬品を使つて頂きたいという根拠として、この差額通知というのを送らせてせてもらって、被保険者の方をお願いしてる状況でございます。また、住民課におきましては医療機関、それから薬局についてもお願いをしております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○委員（西山）3 の健康づくり事業ですがその 13、健康づくり講座委託料、重症化予防事業委託料でございますが、全体的に 1,001 万 5,000 円の計上されておまして、これ計算しましてもう 500 万ぐらいはこの健康づくり事業に充てられております。この重症化予防事業と大変重要なことでございますが、何回講座を開設される予算計上でしょうか。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）本当、健康づくり事業のうち、水中運動教室が 5 回を 3 クール、あと糖尿病の予防教室、すいません、重症化予防、重症化予防の事業なんですけれども、こちらは訪問と電話による保健指導を主にしております。

○委員長（住吉）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）この、重症化予防につきましては腎臓病の重症化を予防する、透析を予防するというもので、専門家に委託させて頂いております、レセプトの中から、既に透析になる前の方に対応にして、教室ではなくて個別対応という形で実施しております。

ますので、講座という形をとらないようにしております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次へまいります。38、39 ページ、質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次にまいります。40 ページ 41 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次、行きます。42 ページ、43 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）44 ページ 45 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）続きまして、第 14 号議案、平成 29 年度海田町介護保険特別会計予算を議題といたします。資料 18 でございます。ご用意ください。よろしいですか。はい。まず保険事業勘定からです。4 ページ 5 ページをお開きください。歳入です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次、行きます。6 ページ、7 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）8 ページ、9 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）10 ページ、11 ページ、歳出です、ここから。10 ページ、11 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）12 ページ、13 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）14 ページ、15 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）16 ページ、17 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）18 ページ、19 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 20 ページ、21 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 22 ページ、23 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 24 ページ、25 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 26 ページ、27 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 28 ページ、29 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 30 ページ、31 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 32 ページ、33 ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 34 ページ、35 ページ、質疑があれば許します。佐中委員。

○副委員長(佐中) 後見人制度の問題でいうたら、ここで合ってる、1号保険の中で、どういう方法でこの制度が利用できるのか。まず、どこに申し込んで、どういう例えば、長寿課を通して、あるいは弁護士であるとか、あるいは交渉役はそこらを通して、誰かを紹介してもらおうとかそういう窓口の手続はどうなるのか、お尋ねします。

○委員長(住吉) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(伊藤) 窓口は長寿保険課でございます。相談等を頂いた際に、ここに上げておりますのは、市町村長の申し立てに係る部分でございます、いわゆるご家族の方で、申請ができない方について、海田町長名で後見人の申請をしておる、その経費がここに計上してございます。

○委員長(住吉) 佐中委員。

○副委員長(佐中) そうなればどこを紹介してくるんですか。例えば、弁護士であるとか、あるいは司法書士だとか、あるいは民生委員であるとかというようながあると思うんですが、それはどうなるんですか。

○委員長(住吉) 長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）これは、その対象となる方のいわゆる収入部分で異なっており
ます。市町村申し立てを多く広島家庭裁判所の方に申請をいたしまして、そこで家裁の
方で、いわゆる本人の方の状況に合わせた方をご紹介頂いてるような形になります。以
上でございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。マイクお願いします。

○委員（西山）任意事業の 13、配食サービス事業委託料でございますが、この委託内容は
どういった内容でしょうか。

○委員長（住吉）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）まず、申し訳ございません、次のページにも配食サービスがござ
います。本町の 29 年度からの考え方が 2 通りになりまして、ここで、任意事業の方で
上げております配食サービスは、いわゆるその見守りが重要な方の場合がこちらです。
もう一つちょっと次のページになって申し訳ないんですが、37 ページの方の配食の趣旨
は、食の確保という形で、そういう趣旨で行っておるものでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）1 食当たり単価はどのようにお考えでこれ計上なさってますでしょうか。

○委員長（住吉）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）こちらに計上しております額は、いわゆる総トータルの中から町
負担分を計上しておりまして、単価が 289 円の町の補助単価を 2,300 食という形で計上
したものでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）この予算計上では 289 円ですが、本人負担も含めると、いくらでしょうか。

○委員長（住吉）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）自己負担分は 400 円でございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）36、37 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。38、39 ページ、質疑があれば許します。西山委員。

○委員（西山）予測になると思うんですけど、一般介護予防事業費の中の 2 の高齢者福祉
計画及び第 7 期介護保険事業計画策定事業でございますが、これは介護保険料にもか関

わってくる事業と判断するんですが、間違いないでしょうか。

○委員長（住吉）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）保険料の算定に用いる計画でございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○委員（西山）そうしますと、今から計画を立てられる訳ですけども、概算としてどのくらい高くなるような比率を予測されてますでしょうか。

○委員長（住吉）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）これにつきましては今予測ができておりません。この計画の中で、今までの実際の数値を入れて予測をして参りますので、今現在これこれというのはまだ予測が立っておりません。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次、まいります。40 ページ、41 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）42 ページ、43 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）44 ページ、45 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次まいります。46 ページ、47 ページ、質疑があれば許します。西山委員。

○委員（西山）介護給付費準備基金積立金でございますが、本年度は、結構積み立てができるということは、介護制度が黒字であると判断してよろしいのでしょうか。

○委員長（住吉）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）ちなみに今期3年間のうち、いずれも黒字となっておりまして、給付費で見ますと、ほぼ予測どおり、大体98から99パーセントで推移をしております。29年度もおそらくそのぐらいになるというふうに現在は見込んでおります。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次にまいります。48、49 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）50 ページ、51 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）続きまして、介護サービス事業勘定に入ります。60 ページ、61 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）62、63 ページ歳出です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）続きまして、第 15 号議案、平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。資料 19 でございます。ご用意ください。4 ページ、5 ページをお開きください。歳入です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次 6 ページ、7 ページ、歳出です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）8 ページ、9 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）10 ページ、11 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）12 ページ、13 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）14 ページ、15 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）そのほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算全体で質疑漏れ等があればこれを許します。岡田委員。

○委員（岡田）国保のことなんですけれども、13 ページの 1 番下で、来年度から県単位となるということでシステムの国保広域化システム導入ということで、1,800 万円というふうになってるんですが、今年度で町でそういうふうなことをするが最後になるんじゃないかというような気がするんですけれども、これで 34 億円ぐらいの予算規模で国民健康保険税が 5 億円ぐらいというふうな規模で、その中で、2 億 5,000 万円ぐらいは一般会計から入れるというふうな、今そういうふうな、予算立てになつてと思うんですけれども、これが例えば来年から県単位となると、そういうふうになってくると、今まで

言われとる一般会計からの繰入れはできませんよということになると、先ほどの国保の資料なんかそうなんですけど、県平均と比べて海田の場合だったら1万円から1万5,000円ぐらい低いというふうなことになるんですけれども、これがどういうふうになっていくのか、繰入れがなくなってそういうふうになってきたら保険税そのものは上がってくるんじゃないかと思うんですけれども、その中で、今までのサービスがそれはどういうふうになっていくのかお尋ねいたします。

○委員長（住吉）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）議員さんおっしゃるとおり国保の県単位化の大きな目的は、国保財政を安定的に、持続的に存続させるというためでございます。現在県とそれから市町で検討会をしている段階で、まだ確定してるってところではございませんけれども、国保の県単位と制度設計といたしましては、まず国保財政の安定化ということを目的といたしまして、まず、国は財政支援を拡充いたします。併せて市町は、赤字解消及び削減、それに取り組むことになっております。そういうことを考えますと、保険料の改定ということは、今後は必要になるものというふうに考えております。今後はまた、来年度またいろんな具体的なものが出てきますので、国や県とのスケジュールに合わせて事務を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）この際、皆様にご協力をお願いしておきます。質疑は原則一問一答形式で回数に制限はございませんが、簡潔に行って頂くようお願いいたします。また、執行部のみなさま、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確に行うようお願いいたします。質疑があればこれを許します。岡田委員。

○委員（岡田）私が心配するのはですね、保険料、保険税が上がると税と料のそれぞれあって国の支援があるいうてもそれは、恒久的なものか、いわゆる激変緩和のような格好の特別措置いうんか、そういうなものじゃないかと思うんですけれども、そのときに、今でもこの滞納者が人数が減っておるけれども金額があまり変わってないことがこの表であるんですけれども、一人当たりが増えたということだと思うんですけれども、ますますそうなってきたら上がっていく、滞納者も増えてくるんで、この予算の概要のところで国民健康保険税、国民健康保険の制度は皆保険を守る最後の砦ということが書いてあるんですけれども、この最後の砦そのものもなくなってくるんじゃないかと思うんじゃないけど、砦じゃなくなってくるんじゃないかと思うんですけれども、滞納とか何とかでくるんじゃないかと思うんですけど、その辺のところの滞納者を出さないようにする

ための施策とか何とかいうのはもう今のうちから考えてこないといけんのじゃないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えでしょうか。

○委員長（住吉）収税対策室長。

○収税対策室長（谷川）今までと同様、引き続き、計画的な資産調査及び滞納処分を行ってまいります。また、県とも共同して、滞納整理を行ってまいります。

○委員長（住吉）みなさまにご協力をお願いしておきます。質疑は簡潔に行って頂くようお願いいたします。また、一般質問でございません。あくまでも予算審査にかかわる質疑でございますので、将来云々かんぬんという一般質問のようなことはお慎みください。ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○委員（前田）国保の関係じゃろう思うが、どうなるんか生保の方に絡むんか分らんが、あるとこで怪我をしたっちゅう訳よの。それで保険を、任意の保険を掛けとるんだけど、けがじゃけ国保とかが使えない。ところが、本人も金がない。医者も事業じゃけ、銭持ってこいというが、そういう一時のつなぎというんかと、どこで助けてくれるんか、それはどうすればいいんか、どこで相談乗るんかというのを聞きたい。

○委員長（住吉）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）生活の困窮に関しまして相談する場所は町の社会福祉課となります。また一時的に資金を貸し出すということにつきまして、社会福祉協議会を行っているものもございますので、そこは個別に相談して、対応できるものは対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）だから、怪我じゃから一般的な保険がきかんのんよの、病気じゃないけんの。じゃけ、その怪我の程度も相当なあれで額も大きくなつとる。そうすると、今いうにその保険までは一旦払ろうてから、それから保険請求しなさい、そういうのが相談、福祉なら今の社協かどうか知らんよ、ここでそういうのつなぎで相談のります、というところがほしいんよの、どうなんかも尋ねします。

○委員長（住吉）それ怪我というのは事故による怪我というふうに捉えてよろしいですか。

第三者行為だそうです。福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）第三者行為の関連なると思いますので入ってらっしゃる保険で。

○委員長（住吉）暫時休憩します。再開は追って連絡してください

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 3 2 分 休憩

午後 3 時 3 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き委員会を再開いたします。執行部の答弁を求めます。
住民課長。

○住民課長（水川）第三者行為につきましては、加入されている健康保険の方で一旦保険証使用して医療を受けて頂きまして、その後に、第三者行為という、申請書を出して頂きまして、その実際の医療費は相手方の保険に請求するなり何なりの対応しっております。

○委員長（住吉）前田委員。

○委員（前田）わしが言うとするのは、例えば 1 回の治療に 100 円でも 1,000 円でもいいよ。それで、3 割から 5 割か別にして 500 円払ったよ、あとの 500 円を医者が払えっちゅう訳よの。ところがその 500 円がないんで、これで保険にくれや言うたら、全部払った後で保険で払ったるよという、その 500 円をどうするか言いよんよ、言うとする意味分かるかな。分からんならもっかい言うが。

○委員長（住吉）暫時休憩します。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 3 4 分 休憩

午後 3 時 3 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）大変申し訳ございません。一部負担金も払えないという状況でございましたら、善意銀行の利用等がありますので、社会福祉課の方へご相談ください。

○委員長（住吉）ほかに質疑漏れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算の審査を終わります。ここで執行部の入れ替えがございますので暫時休憩をいたします。再開は 15 時 45 分です。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 3 6 分 休憩

午後 3 時 4 5 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員長（住吉） 定刻より少し早いですが揃いましたので、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。これより公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。それでは、第 12 号議案、平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。資料 16 でございます。まず、4 ページ 5 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） 6 ページ、7 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） 8、9 ページ歳出です。質疑があれば許します。宗像委員。

○委員（宗像）一番下の消費税の絡みと使用料の関係絡んでくるんですが、下水道使用料、歳入ものすごく増えとるのに消費税も増えとんですが、どこだったかな、ごめんなさい、この公共下水の徴収事業ものすごく、ものすごくじゃないんですが金額が減っとるんですが、使用料が増えてこの徴収料が減ることあるんですか。消費税なかったです、すいません。

○委員長（住吉） 暫時休憩します。再開は追って連絡いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 3 時 4 6 分 休憩

午後 3 時 4 7 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○委員長（住吉） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。執行部の答弁を求めます。  
上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（日高） 使用料に対してですが、徴収件数の増のため、使用料収入に比べて減りが少ないという形になっております。

○委員長（住吉） 宗像委員。

○委員（宗像） 併せて、逆に使用料減っとるのにこれ消費税が消費税は相当減ってますよね、莫大、この減の量に比べ。その莫大減っとる理由は。上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（日高） 支払いの方の方の消費税が増えたため、消費税は 28 年度の決算

に基づくものを 29 年度計上しております。

○委員長（住吉）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）28 年度が 27 年度に比べ工事費が増となりましたので、その控除額、払ったものを工事して頂く額が増えておりますので、消費税が減っております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○委員（宗像）ということは、控除額減ったということで全体的に歳出のが減ったから減ったということで理解していいですね。

○委員長（住吉）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）消費税、下水の方の消費税の計算は、前年度の 28 年度で計算します、その 27 と 28 で 28 年度の工事費支払うほうが増えましたので、消費税をを多く払ってます。それに対して、うちが使用料として頂いた消費税が少なくなってますんで、その控除する額と払う額の差が大きくなって、トータルとして海田町として払う消費税が少なくなりました、ということでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）10 ページ 11 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）12 ページ 13 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）14 ページ 15 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）16 ページ、17 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）18 ページ、19 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）20 ページ、21 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）そのほか公共下水道事業特別会計予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑を終結いたします。以上で、公共下水道事業特別会計予算の審査を終わります。続きまして、水道事業会計予算の審査を行います。それでは、第 16 号議案、平成 29 年度海田町水道事業会計予算を議題といたします。資料 21 でございます。まず、収益的収入から入ります。資料 21 です。6 ページをお願いいたします。よろしいですか。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）7 ページです。質疑があれば許します。7 ページですよ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）続いて、収益的支出です。8 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）9 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）10 ページ、質疑があれば許します。西山委員。

○委員（西山）賃借料の三迫増圧ポンプ所土地借上料で 24 万 6,000 円計上されておりますけど、今年、ここは購入するように予算計上もありまして、一刻も早く購入ができれば金額が少なく、計上されている金額が少なくなると思うんですけど、土地購入のスタートは平成 30 年なんでしょうか。

○委員長（住吉）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）こちらの三迫増圧ポンプ所の土地でございますが、現在、ある程度の鑑定した価格で交渉は進めておりますので、年度入りしましたら、29 年に入りましたら早々に交渉を始めて、なるべく早い時期に購入したいと考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。11 ページ、質疑があれば許します。西山委員。

○委員（西山）委託料の水道ビジョン策定業務委託料でございますが、この説明書、資料 20 の説明書によりますと、2 年度に渡って委託をされる理由は何でしょう。

○委員長（住吉）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらの水道ビジョン、これ水道事業の中長期的な、町全体の計画を立ててまいります。その中で、一応現在考えておりますのは 29 年度にそ

ういった施設、一般的には 50 年、100 年先の例えば、配水池であれば改修して、さらにまた次どこに改修するか、といったものも含めて、そういった全体的な改修する計画を作ります。で、そうすると当然費用がかかりますので、その料金改定も含めたものを 30 年度に審議会といいますか、そういった審査して頂くもの立ち上げて、やっていこうと考えておりますので 2 か年を計上させて頂いています。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）12 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）続いて資本的収入及び支出です。13 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）14 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）その他水道事業会計予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で水道事業会計予算の審査を終わります。この際、暫時休憩いたします。執行部の方は退席してください。再開は 16 時 10 分。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 5 0 分 休憩

午後 4 時 7 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）定刻より少し早いですが、皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。これより各議案について順次採決を行います。まず、第 17 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてを採決いたします。第 17 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第

17号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第7号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第7号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第8号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第8号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第9号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第9号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第10号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第10号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 10 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって第 10 号議案は原案通り可決されました。続きまして、第 11 号議案、平成 29 年度海田町一般会計予算を採決いたします。第 11 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 11 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第 12 号議案、平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。第 12 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論は終結いたします。お諮りいたします。第 12 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって第 12 号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第 13 号議案、平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。第 13 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 13 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって第 13 号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第 14 号議案、平成 29 年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。第 14 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 14 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）異議なしと認めます。よって第 14 号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第 15 号議案、平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。第 15 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。討論があるようですのでこれから討論を行います。まず反対討論を許します。佐中委員。

○委員（佐中）15 号議案、海田町平成 29 年度後期高齢者医療特別会計に反対の討論を行います。簡単に行いますが、後期高齢者医療制度は年齢差別医療制度を廃止しなければ、安心して医療が受けられません。平成 28 年度は 6 万 7,165 円 1 人平均でしたが、今回こうした県の広域連合での条例の変更により、その結果、平成 29 年度一人当たり平均保険料は 7 万 11 円、実質 2,846 円の引き上げとなります。政府は、後期高齢者医療制度について十分定着しているなどと温存を狙いますが、とんでもないことです。問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止し、以前の老人保険制度に戻すべきです。長生きしたら人たちがつらい思いをさせる医療制度は、全ての世代にとって不幸です。消費税増税が社会保障充実のためという口実ももはや成り立ちません。大企業や大資産家に応分の負担を求め、必要な財源を確保し、安心して長生きできる社会保障の再生、拡充への転換することを声を大にして反対討論を終わります。

○委員長（住吉）続いて賛成討論許します。ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 15 号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（住吉）起立多数と認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第 16 号議案、平成 29 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。第 16 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（住吉）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 16 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。この際お諮りいたします。委員会の報告については委員長にご一任頂きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）異議なしと認めます。よって委員会報告については委員長一任ということにさせていただきます。この際、執行部より発言を求められておりますので、執行部の入場求めるため暫時休憩いたします。再開は、執行部入場後直ちにです。

~~~~~○~~~~~

午後 4 時 1 7 分 休憩

午後 4 時 1 8 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それでは、発言を許可します。町長。

○町長（西田）この度の定例会の最終日において、平成 28 年度補正予算の追加提案をお願いするところでございますが、先ほどの予算委員会の中でですね、ご指摘等を十分踏まえながら、今後は議員の方々のご指摘を今回の場合を踏まえてしっかりとですね、情報収集しながら、議員の方々に報告するとともに、そういった関係のものでですね、慎重に審議しながら進めさして頂きたいというふうに思います。まずはお詫び申し上げます。それでは、追加提案の内容につきましては、1 月 14 日から 15 日の未明にかけて降った大雪の重みにより、海田南小学校のプールの防球ネットを支える柱が一部破損いたしました。安全確保のため、直ちに付近への立ち入りを禁止し、現在、既存予算で支柱の撤去について応急的対応を進めているところでございます。今回の追加提案は、プール開放のある 6 月までに新たな支柱を設置するための復旧工事費の予算措置を行うものでございます。併せて繰越明許費を提出するものでございます。また、海田市駅南口土地区画整理事業及び中店小学校線道路改良事業について、本年度中に工事又は用地買収の一部が完了する見込みがないため、繰越明許費を追加で提出するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（住吉）以上をもって、平成 29 年度予算委員会を閉会いたします。3 日間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 1 9 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 2 9 年      月      日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長